明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成五年五月二十六日

○第百二十六回国会 衆議院会議録 第二十九号

平成五年五月二十六日（水曜日）

平成五年五月二十六日
午後二時　本会議

○本日の会議に付した案件
平成五年度一般会計補正予算（第1号）
平成五年度特別会計補正予算（特第1号）
平成五年度政府関係機関補正予算（機第1号）
児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（第百二十三回国会、内閣提出）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後七時三分開議

○議長（櫻内義雄君）　これより会議を開きます。

○魚住汎英君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
平成五年度一般会計補正予算（第1号）、平成五年度特別会計補正予算（特第1号）、平成五年度政府関係機関補正予算（機第1号）、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（櫻内義雄君）　魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。

平成五年度一般会計補正予算（第1号）
平成五年度特別会計補正予算（特第1号）
平成五年度政府関係機関補正予算（機第1号）

○議長（櫻内義雄君）　平成五年度一般会計補正予算（特第1号）、平成五年度特別会計補正予算（特第1号）、平成五年度政府関係機関補正予算（機第1号）、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長粕谷茂君。

平成五年度一般会計補正予算（第1号）及び同報告書
平成五年度特別会計補正予算（特第1号）及び同報告書
平成五年度政府関係機関補正予算（機第1号）及び同報告書

［本号末尾に掲載］

［粕谷茂君登壇］

○粕谷茂君　ただいま議題となりました平成五年度一般会計補正予算（第1号）外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、補正予算の概要について申し上げます。
一般会計予算につきましては、歳出において、去る四月に決定いたしました総合的な経済対策を実施するため、公共事業等の追加として二兆二千二百十八億円を計上し、また、中小企業等特別対策費等一千五億円を計上いたしております。
このほか、地方交付税交付金について、当初予算において講じた地方交付税の年度間調整としての特例措置の縮減、ロシア連邦等に対する支援を行うための経費など、特に緊要となった事項につきまして措置を講じ、合計二兆四千三百五十一億円を追加計上いたしております。
他方、地方交付税交付金の減額、予備費の減額により、合計二千四百六十四億円の修正減少を行うこととしております。
歳入においては、租税及び印紙収入について、今回の経済対策に盛り込まれた税制上の措置を実施することに伴う減収見込み額一千四百六十億円を減額計上する一方、その他収入の増加、建設公債の追加発行により二兆三千三百四十七億円を追加計上いたしております。
この結果、平成五年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも、当初予算に対し、二兆一千八百八十七億円増加して、七十四兆五千四百三十五億円となっております。
特別会計予算につきましては、一般会計予算の補正に関連して、国立学校特別会計及び道路整備特別会計など十九特別会計について所要の補正を行うこととしております。
また、政府関係機関予算につきましては、国民金融公庫など八政府関係機関について所要の補正を行うこととしております。
なお、一般会計及び特別会計におきましては、一般公共事業等に係る所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしております。
この補正予算三案は、去る五月十四日本委員会に付託され、二十日林大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、同日から本二十六日まで質疑を行い、この間、二十五、二十六日の両日にわたりまして、ＰＫＯ等及び経済一般等集中審議を行いました。
質疑は、国政全般にわたって行われたのでありますが、そのうち主な項目を申し上げますと、まずＰＫＯ問題では、カンボジアの現状、パリ和平協定と停戦合意、ＰＫＯ派遣要員等の安全対策と業務の中断、撤収、総選挙終了後の我が国の対応、次に経済・財政関係では、所得税減税の必要性と実施見通し、同一国会での補正予算提出、景

気動向と不況対策、貿易収支の黒字拡大と円高、日米経済関係、このほか、政治改革の進め方、我が国のロシア連邦支援のあり方、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉、年金一元化の見通し、少子化社会の環境整備、公共事業に係る入札制度の改善、捕鯨問題、太陽光発電の普及等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、本日質疑終了後、三案を一括して討論に付しましたところ、自由民主党から賛成、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党からそれぞれ反対の意見が述べられました。

討論終局後、採決の結果、平成五年度補正予算三案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。松前仰君。

［松前仰君登壇］

○松前仰君　私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま議題となりました補正予算案に対して反対の討論を行います。

今般の補正予算案は、四月に決定されました総合的な経済対策を実施するために編成されたものでありますが、バブル崩壊後の経済不況に対する対策としては、昨年既に二度にわたって経済対策が決定され実施されております。ところが、景気はいまだに底を脱し切れてはおらず、九二年十月から十二月期の国民総生産の実質成長率は、前期比で〇・一％、年率換算で〇・五％の低成長となり、七月から九月期のマイナス成長からは抜け出したものの、当初見通しの三・五％を一・六％に修正した政府の九二年度のＧＮＰ実質成長率の達成さえ困難になっております。

問題なのは、これまでの二度にわたる経済対策がいかなる効果を発揮して、経済状態にどのような影響を及ぼしたのか、その結果としての経済の現状について具体的にどのように認識しているのか、政府は明確に示し得ていません。ことし一月以来、政府は、「日本経済は調整過程にあり、引き続き低迷している。」という認識を示してきました。ところが最近は、「我が国経済は調整過程にあり、なお低迷しているものの、一部に回復の兆しを示す動きが現われてきている。」として、景気が底を打ったかのような表現をしております。これでは、なぜ「史上最大規模」をうたい文句にした経済対策を早急に実施する必要があるのか、全く理解できないのであります。電力、石油などを除くほぼ全業種で投資意欲が減退して前年度比で減少を続ける民間設備投資の動向や、個人消費の実質的減少という事態を見れば、我が国経済が依然として厳しい局面に直面していることを否定できません。

この経済情勢を踏まえれば、むしろ当初予算案を大幅に組み直すのが景気対策の観点からも適切な対応だったのであります。ところが政府は、予算審議中は、最善の予算である、景気対策としても万全であるとし、我が党などが共同で要求した、所得税の大幅減税を柱とした景気対策を重視した予算修正を無視し、原案のまま成立をさせました。そうした極めて硬直した態度をとりながら、予算が成立するや否や「史上最大規模」と銘打った新総合経済対策を決定し、それを具体化するため、早々と補正予算案を同一会期中に提案したのであります。国会を軽視した政府の態度は黙認できることではありませんし、その政治責任は重大と言わなければいけません。加えて、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出」、その場合などに限り補正予算の作成と提出を認めた財政法第二十九条に照らしても、明らかに問題であります。これが補正予算案に反対する第一の理由であります。（拍手）

反対の第二の理由は、教育減税と言われる特定扶養控除や住宅取得促進税制の拡充など千四百六十億円の政策減税は盛り込まれたものの、景気対策としての緊急の大規模な所得税減税が実施されていないことであります。

パート労働や内職が削減され女子の就業者が減少し、有効求人倍率も一を割り込み続け、雇用調整も進展する中、賃金の引き上げも思うに任せず、百貨店の売り上げの減少に見られるように、内需の相当部分を占める個人消費が低迷を続けております。消費不況と言われる今日、雇用対策を拡充するのは当然のこととしても、個人消費拡大のためには大胆な刺激策が必要であり、大幅な所得税減税の早期実施は避けられないことと言わなければなりません。景気対策の観点からは、消費性向の高い中低所得者を重点にした相当規模の減税を早急に実施すべきでありますし、巷間指摘されておりますように、消費税増税とのセットで税制改革の一環として実施するというのは、全く観点の異なることであります。

自民党幹事長は、我々の所得減税の要求に対して、責任を持って前向きに検討すると堂々と発言され、約束をされたのでありますから、協議機関で結論を出して景気対策の一つとして盛り込むべきでありました。協議は継続されておりますけれども、早急に所得税減税の結論を得るよう強く求めたいと存じます。（拍手）

第三に、公共事業の内容や事業分野別、省庁別の配分比率、そして談合の原因となっている入札制度の改善などが十分に改善されないまま、事業費が増額されていることであります。

今回の総合経済対策の柱は、相変わらず公共事業の拡大となっています。公共事業については、金丸自民党前副総裁の脱税事件に関連して建設業者・業界からの不正献金の実態が発覚し、事業の発注のあり方など、その全般にわたり、見直しの必要性に迫られています。私は、そうした公共事業の抜本的改革が行われないまま事業の拡大が実

施されることに疑問を禁じ得ません。

今回、新社会資本整備の名のもとに、学術・研究や情報化関連投資などを重点的に推進しようとする構想が出てきましたが、従来の公共事業を具体的にどのように改革し、今後推進していくのか、いまだに判然としていないと言わざるを得ません。新しい公共事業の展開を建前では唱えながら、相も変わらずいわゆる族議員や省庁間の縄張り争いを継続しているとしか思われませんし、談合を助長してきた発注制度等の改善措置も全く不十分であると言わなければなりません。公共事業の抜本的改革は避けられないことであります。その硬直的な配分の見直し、そして発注の透明性、公正性の確立など、根本的な改善はもちろんのこと、生活基盤充実を最優先に構想し、実施するように強く求めます。（拍手）

さらに、リクルート事件、金融・証券不祥事、東京佐川急便事件、金丸脱税事件と、長らく続いてきた自民党一党支配に由来する政治腐敗問題は後を絶たず、政治改革が待ったなしであることは周知のとおりであります。我が党などが公職選挙法改正案や政治倫理法案など六法案を国会に提出して、それに対して自民党も政治改革関連四法案を提案して、政治改革調査特別委員会で熱心に論議をされております。

それにしましても疑問に思うのは、自民党の総裁でもあります宮澤総理を初め、政府・与党の政治改革に臨む態度を拝見しますと、どうも金丸脱税事件等の政治腐敗に対する反省が乏しいのではないかと思えて仕方がありません。それは、政治疑獄の徹底究明に対する消極姿勢や、証人喚問問題等の対応などにも見られるわけであります。政治腐敗の根絶に向けて政治改革に本気で取り組むよう求めたいと思います。（拍手）

最後に、カンボジアＰＫＯ問題について見られましたように、我が国がＰＫＯにおいてでき得る任務の範囲について、国連から報告を求められていたにもかかわらず、その報告を怠ったなどの政府の国連への対応の不備の結果として、それが遠因になったとも考えられる、カンボジアから撤収せずして犠牲者を出すといったことに象徴されます無責任な政府の政治判断、政治姿勢は根本的に改めるよう強く求めて、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　小杉隆君。

〔小杉隆君登壇〕

○小杉隆君　私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました平成五年度一般会計補正予算外二案に対し、賛成の討論を行うものであります。

今回の不況に対しまして、政府は、昨年三月に緊急経済対策を、八月には十兆七千億円に上る財政措置を柱とする総合経済対策を策定し、また、十月には補正予算を組み、その着実な実施により、景気の速やかな回復を図るべく全力を傾注してきたところであります。

さらに、先般成立した平成五年度予算においても、国の公共事業等について近年にない高い伸び率を確保するなど、景気対策に最大級の努力がなされていることは既に御承知のとおりであります。

こうした一連の努力によって、住宅建設に回復の動きが見られるなど一部に回復の兆しがあらわれておりますが、依然として我が国経済は調整過程にあり、いまだ予断を許さない状況にあります。

政府は、このような状況にかんがみ、景気回復の足取りをより一層確実なものとするため、去る四月十三日、総事業規模十三兆二千億円という史上最大規模の総合的な経済対策を策定し、政府の並み並みならぬ決意のほどを示したところであります。また、この経済対策は、内需拡大による貿易黒字の縮小にも寄与するもので、経済大国としての我が国の国際的責務を果たし得るものと、対外的にも高く評価されるものであります。

今回の補正予算は、この経済対策を実施するため、公共事業費の追加を行うほか、厳しい経営環境に直面している中小企業への対策、また、ロシア連邦等支援関係経費を盛り込むなど、特に緊要になった事項について所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本予算成立後、直ちに補正予算を審議することに異議を唱える向きもありますが、経済は生き物であり、異常なバブル後の景気回復のためには、時期を逸せず思い切った措置をとるのは当然のことであります。地方自治体でも補正を準備しているところも多く、速やかに補正予算を成立させる必要があります。

以下、賛成する主な理由を申し述べます。

その第一は、一般公共事業関係費及び施設費など公共事業等の追加が行われていることであります。

今さら申し述べるまでもなく、公共事業は、その経済的波及効果が大きく、景気回復を図る有力な手段であります。国内需要が低迷している今日、公共事業費を追加して、効率的、重点的な公共投資を行うことは、即効性のある内需拡大策として極めて有効であります。

今回の補正予算においては、一般会計において一般公共事業関係費、災害復旧等事業費及び施設費等の合計二兆二千二百億円強の公共事業等の追加が行われているほか、公共事業等に係る国庫債務負担行為、総額一兆二千九百億円が追加されております。

内容的にも、下水道等の生活関連施設に重点的な配慮がなされているほか、社会資本整備の新たな展開として、景気浮揚効果の高い電線類の地中化、あるいは教育、研究、医療、社会福祉などの各種施設の整備が図られることになっております。これらは、いずれも生活大国の実現といった我が国の将来に向けた政策課題に積極的にこたえるものとなっており、高く評価するものであります。

その第二は、中小企業の経営安定を図るため、手厚い中小企業対策がとられていることであります。

我が国経済社会の質的、量的な発展と安定に多大の貢献をしてきた中小企業は、現在、国際化の進展、技術革新等の急激な環境変化に直面しているのみならず、いわゆるバブル経済崩壊後の厳しい金融環境のもとで、その資金繰りが悪化しております。このような状況に対し、政府が中小企業の有する能力と企業家精神を十分に発揮できるような環境整備を行うことは、我が国経済の活力を維持し、さらなる発展を図る上でも極めて重要であります。

本補正予算においては、このような観点から、中小企業の金融の円滑化を図るため、一般会計において、政府関係中小企業金融機関等へ合計八百七億円の出資金等が計上されております。また、政府関係機関予算においては、国民金融公庫等において貸付規模の拡大に必要な資金として、財政投融資計画の追加が行われております。これら一連の措置は、中小企業の置かれている現状に照らして、まことに時宜を得たものであります。

その第三は、いわゆる政策減税が盛り込まれていることであります。

すなわち、住宅取得者の初期負担を緩和するなどの住宅減税の拡充措置、また、教育関係の諸出費がかさむ中堅層に対し、特定扶養控除を引き上げる教育減税を実施して家計負担の軽減を図るほか、設備投資減税を行うなど、内需拡大に大いに資することは疑う余地のないところであります。

討論を終えるに当たり、一言申し上げたいことがあります。

当補正予算は、去る三月九日に、不況対策に関する各党協議会が設置され、各党間において合意されたものについて編成されたものではなかったのでしょうか。各党間で協議することによって生まれた当補正予算に野党がこぞって反対するということは、合意をないがしろにするものと言わざるを得ません。（拍手）

所得税減税については、財源を含め、各党間で協議するとの合意があったはずであります。これをもって反対するということは、まさに不可解と言わざるを得ません。

以上、私は、本補正予算が、現在、我が国が直面している景気回復、貿易黒字縮小という最重要課題に十分こたえ得るものと、全面的に賛成の意を表するものであります。その一日も早い成立を強く望み、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　石田祝稔君。

〔石田祝稔君登壇〕

○石田祝稔君　私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となりました平成五年度補正予算三案に対しまして、反対の態度を表明し、以下、主な反対の理由を申し述べるものであります。

初めに、さまざまな妨害の中、ＵＮＴＡＣによって進められてきたカンボジアの制憲議会選挙が、現在までのところ、大きな混乱もなく順調に行われていることを心から歓迎するものであります。このままスムーズに選挙が終わるかどうか予断は許しませんが、油断することなく、安全確保に全力を挙げることを強く要望するものであります。

さて、国会は、会期末まであと三週間余を残すだけになってまいりました。焦点の政治改革は実現するかどうかのぎりぎりの段階に来ております。総理、宮澤政権発足時に、一年以内に政治改革を実現するとの公約は、既に一年がたち、一年半が過ぎようとしておりますが、実現を見ておりません。このままでは、政治改革の実現に向けての努力は水泡に帰すおそれが極めて大であります。そうなれば、政治腐敗の根絶や、政権交代が可能な政治の確立は不可能となり、禍根を百年に残すことは明らかであります。

総理、今こそ、身を捨てて公約を実現すべきときであります。それには選挙制度について大胆な妥協を図るしか道はありません。総理は強力な指導力を発揮し、国民の期待にこたえるべきであります。

次に、補正予算に反対する主な理由を申し述べるものであります。

反対する第一の理由は、補正予算には所得税減税が盛り込まれておらず、景気対策として不十分であることであります。

現在の景気の低迷は、深刻な個人消費の落ち込みが大きな要因となっており、ＧＮＰの六割弱を占める個人消費の喚起なくしては景気を浮揚することは困難であります。しかし、企業収益の悪化、企業のリストラによる雇用調整の動き、さらには、今春闘の低賃上げ等を考えると、消費が拡大する要素は見当たらないのであります。

鳴り物入りの政府の総合経済対策についても、民間経済研究機関の多くは厳しい見方をしており、平成五年度の実質経済成長率は二・五％前後となっており、政府見通しを大幅に下回る予測をしているのであります。

最近の急激な円高も、短期的には相当景気に打撃を与えることは避けられないと思います。こうした状況を勘案すると、政府経済見通しの三・三％を実現することは難しいと言わざるを得ません。したがって、冷え切っている消費を喚起する所得税減税の実施が強く求められるのでありますが、補正予算には盛り込まれていないのであります。

また、所得税減税の見送りは、書記長・幹事長会談における梶山幹事長の誠意を持って前向きに検討するとの公党間の約束をないがしろにし、信義を踏みにじるものと言わざるを得ないのであります。（拍手）

第二は、景気対策に十分配慮したベストの予算との説明にもかかわらず、当初予算成立後わずか一カ月余で景気対策のための補正予算を提出する

ことは、自語相違し、国会軽視に当たることであります。

政府は、当初予算の審議において、政府経済見通しの三・三%成長の達成は十分可能である旨の答弁を繰り返してきました。これに対し我が党は、資産デフレを伴う深刻な不況であり、当初予算では景気回復につながらないことを指摘したのであります。社公民三党の予算共同修正要求もこうした観点から提出したのであります。

しかし、政府は、耳を傾けようとせず、予算修正を拒否しながら、当初予算成立後わずか一カ月余で、それも、三十数年ぶりに同一会期内に補正予算を提出したことは極めて異例であり、当初予算が景気対策として欠陥があったという証左と言わなければなりません。野党の修正要求を聞こうとしないこうした独善的なやり方は、国会軽視であり、到底納得できないのであります。

また、財政法上も補正予算提出の理由が不明確であります。財政法第二十九条は、補正予算について、予算成立後生じた事由に基づき、「特に緊要となつた経費の支出又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合」と定めております。

しかしながら、当初予算が成立した後のこの一カ月間に景気が特に悪くなったという事実はないのであります。むしろ、最近の政府は、景気はよくなりつつあると言っており、財政法に言う、予算成立後生じた事由は見当たらないのであります。しかし、景気対策は必要であります。そのために、我が党は、当初予算の修正を要求したのであります。

第三は、補正予算では、税収見込みが当初予算のまま何ら変更されていないことであります。

税収見込みは、予算の重要な柱であり、予算編成段階で正確さについて最善を尽くすべきものであります。しかしながら、平成四年度の税収は補正後の見込み額より約一兆円ほど減収になると言われております。四年度の税収が減額になれば、当然、五年度の税収も見積もりの基盤が約一兆円ほど減少するため、その分、五年度税収も影響を受けることは避けられないのであります。しかし、本補正予算には、税収の減額に触れられておりません。歳入予算は不備であり、こうした不備な歳入に基づく補正予算は認められないのであります。

第四は、中小企業対策が不十分であることであります。

補正予算では、総額七百六十億円が中小企業対策として計上されましたが、深刻な不況に直撃されている中小企業対策としては不十分であります。特に、貸し渋りなどで資金繰りに苦しんでいる中小企業に対する金融対策については、小企業等経営改善資金貸付金、いわゆるマル経資金は、わずかに六十三億円の追加にすぎません。

また、売り上げや生産の減少に見舞われた中小企業に対する、低利の中小企業緊急経営支援貸付制度拡充のための出資金が計上されておりますが、不十分であります。

以上、平成五年度補正予算三案に反対する主な理由を申し述べ、討論を終わります。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（櫻内義雄君）　三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

○魚住汎英君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

第百二十三回国会、内閣提出、児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（櫻内義雄君）　魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（第百二十三回国会、内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長伊藤公介君。

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤公介君登壇〕

○伊藤公介君　ただいま議題となりました児童の権利に関する条約につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

児童の権利については、昭和三十四年の第十四回国際連合総会において、児童の権利に関する宣言が採択され、昭和五十三年に本条約の草案が国際連合人権委員会に提出され、十年間にわたって検討が行われてまいりました。

その結果、児童の権利に関する宣言三十周年及び国際児童年十周年に当たる平成元年十一月二十日に国際連合総会において本条約は採択されたものであります。

本条約は、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したも

ので、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され及び確保されるように締約国がすべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずることを定めております。

なお、我が国は、本条約の締結に当たり、自由を奪われた児童の成人からの分離についての規定に関し、留保を付することとしております。

また、児童の父母からの分離の規定に関し、出入国管理法に基づく退去強制の結果については適用されるものではないと解する旨の宣言及び家族の再統合のための出入国申請の取り扱いの規定に関し、申請の結果に影響を与えるものではないと解する旨の宣言を行うこととしております。

本条約は、第百二十三回国会に提出され、今国会に継続されたものであり、去る四月二十二日本会議において趣旨説明及びこれに対する質疑が行われました。外務委員会におきましては、同月二十三日武藤外務大臣から提案理由の説明を聴取し、参考人から意見を聴取するなど、六日間にわたり慎重な審査を行いました。

かくて、本五月二十六日質疑を終了し、討論の後、採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○魚住汎英君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（櫻内義雄君）　魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井裕久君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔藤井裕久君登壇〕

○藤井裕久君　ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、去る四月十三日に策定された総合的な経済対策に盛り込まれた事項のうち、税制上の措置を実施するためのものであり、その主な内容は以下のとおりであります。

第一に、住宅取得促進税制について、住宅を居住の用に供した年及びその翌年の二年間については、住宅借入金等の年末残高一千万円までの部分に係る控除率を一％から一・五％に引き上げ、控除限度額を二十五万円から三十万円とすることといたしております。

第二に、一年間限りの措置として、中小企業者等が取得をする機械装置及び事務処理の能率化等に資する器具備品について、特別償却率の引き上げまたは税額控除の選択適用を認めるとともに、事業の省力化または合理化に著しく資する機械等について、特別償却または税額控除の選択適用を認めることといたしております。

第三に、特定扶養親族に係る控除額を、四十五万円から五十万円に引き上げることといたしております。

本案は、昨日林大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、本日採決しましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○魚住汎英君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（櫻内義雄君）　魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　簡易生命保険法の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。逓信委員長亀井久興君。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

［本号末尾に掲載］

［亀井久興君登壇］

○亀井久興君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、保険期間の満了等により保険金の支払いをする養老保険と保険契約者が死亡した日から年金の支払いをする定期年金保険を一体として提供する簡易生命保険を設けること等を行おうとするものであります。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えるものであります。

次に、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、簡易生命保険の加入者の福祉の増進を図るため、加入者の福祉の増進を目的とする民法第三十四条法人が行う加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給を簡易保険福祉事業団の業務に追加すること等を行おうとするものであります。

三法律案は、去る三月五日本委員会に付託され、五月十九日小泉郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、これを終了し、採決の結果、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　これより採決に入ります。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（櫻内義雄君）　本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　宮澤　喜一君
法務大臣　後藤田正晴君
外務大臣　武藤　嘉文君

大蔵大臣　林　義郎君
文部大臣　森山　眞弓君
厚生大臣　丹羽　雄哉君
農林水産大臣　田名部匡省君
通商産業大臣　森　喜朗君
運輸大臣　越智　伊平君
郵政大臣　小泉純一郎君
労働大臣　村上　正邦君
建設大臣　中村喜四郎君
自治大臣　村田敬次郎君
国務大臣　井上　孝君
国務大臣　鹿野　道彦君
国務大臣　北　修二君
国務大臣　河野　洋平君
国務大臣　中島　衛君
国務大臣　中山　利生君
国務大臣　林　大幹君
国務大臣　船田　元君

○朗読を省略した議長の報告

（通知書受領）

一、昨二十五日、宮澤内閣総理大臣より櫻内議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第七七号

平成五年五月二十五日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

衆議院議長　櫻内　義雄殿

天皇皇后両陛下のヨーロッパ諸国御訪問について

標記について、本日の閣議において別紙のとおり決定したので、通知いたします。

（別紙）

天皇皇后両陛下のヨーロッパ諸国御訪問について

（平成五年五月二十五日閣議決定）

この度、イタリア国大統領閣下、ベルギー国王王妃両陛下及びドイツ国大統領閣下夫妻から、天皇皇后両陛下に対しそれぞれ各国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国とこれら各国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に三国を公式に御訪問願うこととといたしたい。

また、両陛下には、この機会に、ローマ法王台下及び欧州共同体委員会委員長閣下にお会い願うこととといたしたい。

御日程については、今後各国政府と協議の上決めることとなるが、九月三日東京御出発で、全体として二週間余となる予定である。

（報告書受領）

一、昨二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

第百二十五回国会衆議院において採択された請願の処理経過

（政府委員承認）

一、去る二十四日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

警察庁長官官房総務審議官事務代理　泉　幸伸

（政府委員任命）

一、去る二十四日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十四日議長において承認した泉幸伸を、同日第百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（政府委員解任）

一、去る二十四日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、同日（警察庁長官官房総務審議官）田中節夫の第百二十六回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

労働委員

辞任　石田　祝稔君　　補欠　市川　雄一君

科学技術委員

辞任　小宮山重四郎君　吉井　英勝君　越智　通雄君　　補欠　越智　通雄君　不破　哲三君　小宮山重四郎君

予算委員

辞任　越智　通雄君　市川　雄一君　不破　哲三君　谷津　義男君　　補欠　谷津　義男君　石田　祝稔君　小沢　和秋君　越智　通雄君

議院運営委員

辞任　増子　輝彦君　目黒吉之助君　坂本　剛二君　北沢　清功君　　補欠　坂本　剛二君　北沢　清功君　増子　輝彦君　目黒吉之助君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任　井上　一成君　　補欠　小森　龍邦君

川島　實君　山元　勉君
新村　勝雄君　伊東　秀子君
古堅　実吉君　山原健二郎君
伊東　秀子君　新村　勝雄君
小森　龍邦君　井上　一成君
山元　勉君　川島　實君
山原健二郎君　古堅　実吉君

文教委員

辞任　補欠

井上　喜一君　越智　通雄君
岩屋　毅君　相沢　英之君
山原健二郎君　古堅　実吉君
相沢　英之君　岩屋　毅君
越智　通雄君　井上　喜一君
古堅　実吉君　山原健二郎君

予算委員

辞任　補欠

相沢　英之君　中谷　元君
粟屋　敏信君　星野　行男君
内海　英男君　井奥　貞雄君
衛藤征士郎君　佐藤　敬夫君
越智　通雄君　狩野　勝君
小沢　和秋君　辻　第一君
辻　第一君　吉井　英勝君
井奥　貞雄君　内海　英男君
狩野　勝君　越智　通雄君
佐藤　敬夫君　衛藤征士郎君
中谷　元君　相沢　英之君
星野　行男君　粟屋　敏信君

決算委員

辞任　補欠

小森　龍邦君　井上　一成君
井上　一成君　小森　龍邦君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任　補欠

井上　喜一君　村山　達雄君
岩屋　毅君　綿貫　民輔君
奥田　幹生君　石原慎太郎君
狩野　勝君　臼井日出男君
河村　建夫君　越智　通雄君
冬柴　鐵三君　二見　伸明君
石原慎太郎君　奥田　幹生君
臼井日出男君　狩野　勝君
越智　通雄君　河村　建夫君
村山　達雄君　井上　喜一君
綿貫　民輔君　岩屋　毅君
二見　伸明君　冬柴　鐵三君
狩野　勝君　越智　通雄君
佐藤　敬夫君　衛藤征士郎君
中谷　元君　相沢　英之君
星野　行男君　粟屋　敏信君

決算委員

辞任　補欠

小森　龍邦君　井上　一成君
井上　一成君　小森　龍邦君
綿貫　民輔君　井奥　貞雄君
二見　伸明君　日笠　勝之君
吉井　英勝君　正森　成二君
正森　成二君　佐藤　祐弘君
浅野　勝人君　柳沢　伯夫君
井奥　貞雄君　綿貫　民輔君
狩野　勝君　臼井日出男君
佐藤　敬夫君　石原慎太郎君
福永　信彦君　村山　達雄君
谷津　義男君　越智　通雄君
日笠　勝之君　二見　伸明君

議院運営委員

辞任　補欠

伊藤　英成君　神田　厚君
神田　厚君　伊藤　英成君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　補欠

石原慎太郎君　佐藤　敬夫君
臼井日出男君　狩野　勝君
越智　通雄君　谷津　義男君
浅野　勝人君　柳沢　伯夫君
柳沢　伯夫君　福永　信彦君
綿貫　民輔君　浅野　勝人君
井奥　貞雄君　綿貫　民輔君
二見　伸明君　日笠　勝之君
正森　成二君　吉井　英勝君
佐藤　祐弘君　正森　成二君
河村　建夫君　浜田　幸一君
鴨崎　譲君　元信　堯君
冬柴　鐵三君　二見　伸明君
相沢　英之君　岩屋　毅君
石原慎太郎君　奥田　幹生君
臼井日出男君　狩野　勝君
中山　太郎君　井上　喜一君
浜田　幸一君　河村　建夫君
元信　堯君　鴨崎　譲君
二見　伸明君　冬柴　鐵三君

大蔵委員

辞任　補欠

大島　理森君　簗瀬　進君
簗瀬　進君　大島　理森君

文教委員

辞任　補欠

井上　喜一君　中山　太郎君
岩屋　毅君　相沢　英之君
奥田　幹生君　石原慎太郎君
臼井日出男君　狩野　勝君
狩野　勝君　臼井日出男君
石原慎太郎君　奥田　幹生君
相沢　英之君　岩屋　毅君
綿貫　民輔君　井上　喜一君
冬柴　鐵三君　二見　伸明君
鴨崎　譲君　元信　堯君
浜田　幸一君　河村　建夫君
中山　太郎君　井上　喜一君
元信　堯君　鴨崎　譲君
二見　伸明君　冬柴　鐵三君

建設委員

辞任　補欠

渋谷　修君　筒井　信隆君

安全保障委員

辞任　補欠

筒井　信隆君　赤松　広隆君

環境委員

辞任　補欠

塚本　三郎君　中野　寛成君
中野　寛成君　塚本　三郎君

予算委員

辞任　補欠

相沢　英之君　真鍋　光広君
愛野興一郎君　増田　敏男君
石原慎太郎君　原田　義昭君
臼井日出男君　簗瀬　進君
内海　英男君　井奥　貞雄君
中山　太郎君　石原　伸晃君
浜田　幸一君　山本　有二君
元信　堯君　嶋崎　譲君
二見　伸明君　遠藤　乙彦君
宮地　正介君　山口那津男君
佐藤　祐弘君　東中　光雄君
中野　寛成君　塚本　三郎君
石原　伸晃君　増子　輝彦君
真鍋　光広君　中谷　元君
簗瀬　進君　狩野　勝君
井奥　貞雄君　内海　英男君
狩野　勝君　臼井日出男君
中谷　元君　相沢　英之君
原田　義昭君　石原慎太郎君
増子　輝彦君　中山　太郎君
増田　敏男君　愛野興一郎君
山本　有二君　浜田　幸一君
嶋崎　譲君　元信　堯君
遠藤　乙彦君　二見　伸明君
山口那津男君　宮地　正介君
塚本　三郎君　中野　寛成君

懲罰委員

辞任　補欠

赤松　広隆君　渋谷　修君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する調査特別委員

辞任　補欠

小平　忠正君　川端　達夫君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する調査特別委員

辞任　補欠

小澤　克介君　阿部未喜男君
鈴木喜久子君　土井たか子君

（議案提出）

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

精神保健法等の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

行政手続法案

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

（議案受領）

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

検察審査会法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

平成三年度一般会計歳入歳出決算
平成三年度特別会計歳入歳出決算
平成三年度国税収納金整理資金受払計算書
平成三年度政府関係機関決算書　決算委員会　付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七二号）　大蔵委員会　付託

一、昨二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

精神保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出第七四号）　厚生委員会　付託

（議案送付）

一、去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

環境基本法案

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

農業機械化促進法の一部を改正する法律案

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

（答弁通知書受領）

一、昨二十五日、内閣から、衆議院議員児玉健次君提出社会保険診療報酬支払基金の業務及び労働条件の改善に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成五年六月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成五年度一般会計補正予算（第1号）

右

国会に提出する。

平成五年五月十四日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

平成5年度一般会計補正予算

予算総則補正

第1条　既定の平成5年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	平成5年度成立予算額(千円)	補正額			改平成5年度予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	72,354,824,310	2,334,707,063	△ 146,000,000	2,188,707,063	74,543,531,373
歳出	72,354,824,310	2,435,107,063	△ 246,400,000	2,188,707,063	74,543,531,373

第2条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条　「財政法」第15条第1項の規定により平成5年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第5条　平成5年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成5年度において公債を発行することができる限度額「8,130,000,000千円」を「10,376,000,000千円」に改める。

第6条　平成5年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中

「

総理府	総理本府	総理大臣官邸基盤施設整備費、迎賓館施設整備費
	警察庁	船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
	北海道開発庁	北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾事業費、北海道漁港施設費、北海道空港整備事業費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道離島廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道等施設整備費、北海道災害復旧事業等工事諸費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費
	科学技術庁	科学技術庁試験研究所施設費
	環境庁	環境庁（水質保全施設整備費補助金に限る。）、自然公園等施設整備費、環境庁研究所施設費
	沖縄開発庁	沖縄開発庁（沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費、沖縄特定開発事業推進調査費
	国土庁	国土庁（防災基地建設モデル事業費等補助金及び田園都市等地域個性形成事業費補助金に限る。）、振興山村開発総合特別事業費、小笠原諸島振興開発事業費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興特別事業費、離島振興事業費、農村総合整備計画調査費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費、国土総合開発事業調整費

」を

「

総理府	総理本府	総理大臣官邸基盤施設整備費、迎賓館施設整備費
	警察庁	船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
	総務庁	総務庁施設費
	北海道開発庁	北海道開発庁（施設整備費に限る。）、北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾事業費、北海道漁港施設費、北海道空港整備事業費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道公園事業工事諸費、北海道離島廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道沿岸漁場整備開発事業費、北海道離島簡易水道等施設整備費、北海道災害復旧事業等工事諸費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費
	科学技術庁	科学技術庁試験研究所施設費
	環境庁	環境庁（水質保全施設整備費補助金に限る。）、自然公園等施設整備費、環境保全施設整備費、環境庁研究所施設費
	沖縄開発庁	沖縄開発庁（沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費、沖縄特定開発事業推進調査費
	国土庁	国土庁（防災基地建設モデル事業費等補助金、田園都市等地域個性形成事業費補助金及び過疎地域滞在施設整備モデル事業費補助金に限る。）、国土庁防災施設整備費、振興山村開発総合特別事業費、小笠原諸島振興開発事業費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興特別事業費、離島振興事業費、農村総合整備計画調査費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費、国土総合開発事業調整費

」

に、

「

文部省	文部本省	文部本省施設費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、私立学校助成費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、体育振興費（社会体育施設整備費補助金に限る。）、国立学校船舶建造及施設費
	文部本省所轄機関	文部本省所轄研究所施設費、国立社会教育施設整備費
	文化庁	文化庁施設費、文化財保存施設整備費、国立博物館施設費、国立美術館施設費、文化庁研究所施設費

」

を

「

文部省	文部本省	文部本省（留学生会館等施設整備費補助金に限る。）、文部本省施設費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、私立学校助成費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、体育振興費（社会体育施設整備費補助金に限る。）、国立学校船舶建造及施設費
	文部本省所轄機関	文部本省所轄研究所施設費、国立社会教育施設整備費
	文化庁	文化庁施設費、文化財保存施設整備費、国立博物館施設費、国立美術館施設費、文化庁研究所施設費

」

に、

「

通商産業省	通商産業本省	通商産業本省（民間能力活用特定施設緊急整備費補助金に限る。）、通商産業本省施設費、工業再配置促進対策費（産業再配置促進施設整備費補助金に限る。）、工業用水道事業費

	工業技術院	工業技術院試験研究所施設費
	中小企業庁	中小企業対策費（商業基盤施設整備費補助金に限る。）
	通商産業局	通商産業局施設費

を

「

通商産業省	通商産業本省	通商産業本省（民間能力活用特定施設緊急整備費補助金に限る。）、通商産業本省施設費、工業再配置促進対策費（産業再配置促進施設整備費補助金に限る。）、工業用水道事業費
	通商産業検査所	通商産業検査所施設費
	工業技術院	工業技術院試験研究所施設費
	中小企業庁	中小企業対策費（商業基盤施設整備費補助金に限る。）
	通商産業局	通商産業局施設費

」

に、

「

運輸省	運輸本省	運輸本省（観光基盤施設整備費補助金に限る。）、鉄道整備基金助成費（地方鉄道新線建設費等補助金、整備新幹線建設推進準備事業費補助金、地下高速鉄道建設費補助金、ニュータウン鉄道建設費補助金及び幹線鉄道活性化事業費補助金に限る。）、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、空港整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、港湾施設災害関連事業費
	運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備費
	気象庁	気象官署施設費

」

を

「

運輸省	運輸本省	運輸本省（観光基盤施設整備費補助金に限る。）、鉄道整備基金助成費（地方鉄道新線建設費等補助金、整備新幹線建設推進準備事業費補助金、地下高速鉄道建設費補助金、ニュータウン鉄道建設費補助金、都市高速鉄道建設費補助金及び幹線鉄道活性化事業費補助金に限る。）、海岸事業費、海岸事業工事諸費、港湾事業費、空港整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、港湾施設災害復旧事業費、港湾災害復旧事業工事諸費、港湾施設災害関連事業費
	運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所施設費
	運輸本省教育機関	航空大学校施設費、船舶建造費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備費
	気象庁	気象官署施設費、船舶建造費

」

に、

「

郵政省	郵政本省	郵政本省（電気通信格差是正事業費補助金及び民間能力活用特定施設緊急整備費補助金に限る。）、電気通信監理施設費
	通信総合研究所	通信総合研究所施設費

」

を

「

郵政省	郵政本省	郵政本省（電気通信格差是正事業費補助金、民間能力活用特定施設緊急整備費補助金及び新統合通信実験施設整備費補助金に限る。）、電気通信監理施設費
	通信総合研究所	通信総合研究所施設費

」

に、

「

建設省	建設本省	官庁営繕費、河川管理施設整備費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、住宅建設等事業費、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、都市災害復旧事業費、河川等災害関連事業費
	国土地理院	国土地理院施設費
	建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所施設費
	地方建設局	道路災害復旧事業工事諸費、公園事業工事諸費

」

を

「

建設省	建設本省	建設本省（施設整備費に限る。）、官庁営繕費、河川管理施設整備費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、住宅建設等事業費、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、都市災害復旧事業費、河川等災害関連事業費
	国土地理院	国土地理院施設費
	建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所施設費
	地方建設局	地方建設局（施設整備費に限る。）、道路災害復旧事業工事諸費、公園事業工事諸費

」

に、

「

自治省	消防庁	消防防災施設等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）

」

を

「

自治省	消防庁	消防庁（施設整備費に限る。）、消防防災施設等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）

」

に改める。

第７条　平成５年度一般会計予算総則第11条第１項の債務保証契約の限度額の表中

「

4　日本鉄道建設公団 鉄道建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公団法」第29条の２	額面総額78,000,000千円及びその利息に相当する金額

」

を

「

4　日本鉄道建設公団 鉄道建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公団法」第29条の２	額面総額79,100,000千円及びその利息に相当する金額

」

に、

「

17　関西国際空港株式会社 イ　社債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務 ロ　社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「関西国際空港株式会社法」第９条第１項 同　項	額面総額33,900,000千円及びその利息に相当する金額 (1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額（欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される社債にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したものの合算額をいう。）の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が19,600,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額

」

を

「

17　関西国際空港株式会社 イ　社債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務 ロ　社債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「関西国際空港株式会社法」第９条第１項 同　項	額面総額36,400,000千円及びその利息に相当する金額 (1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額（欧州共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合成価値によって額面が表示される社債にあっては、当該合成価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したものの合算額をいう。）の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が19,600,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額

」

に改める。

甲号　歳入歳出予算補正

歳　入

主管	部	款	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
大蔵省	租税及印紙収入			0	△ 146,000,000	△ 146,000,000
		租税		0	△ 146,000,000	△ 146,000,000
			所得税	0	△ 92,000,000	△ 92,000,000
			法人税	0	△ 53,000,000	△ 53,000,000
			法人特別税	0	△ 1,000,000	△ 1,000,000
	雑収入			62,488,343	0	62,488,343
		諸収入		62,488,343	0	62,488,343
			貨幣回収準備資金受入	62,488,343	0	62,488,343
	公債金			2,246,000,000	0	2,246,000,000
		公債金		2,246,000,000	0	2,246,000,000
			公債金	2,246,000,000	0	2,246,000,000
			計	2,308,488,343	△ 146,000,000	2,162,488,343
農林水産省	雑収入			696,833	0	696,833
		諸収入		696,833	0	696,833
			公共事業費負担金	696,833	0	696,833
運輸省	雑収入			1,883,468	0	1,883,468
		諸収入		1,883,468	0	1,883,468
			公共事業費負担金	1,883,468	0	1,883,468
建設省	雑収入			23,638,419	0	23,638,419
		諸収入		23,638,419	0	23,638,419

			公共事業費負担金	23,638,419	0	23,638,419
歳入補正額総計				2,334,707,063	△ 146,000,000	2,188,707,063

歳出

所管	組織	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
国会	衆議院	衆議院施設費	255,704	0	255,704
	参議院	参議院施設費	158,130	0	158,130
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費	84,153	0	84,153
	国会所管補正額合計		497,987	0	497,987
裁判所	裁判所	最高裁判所	143,936	0	143,936
		裁判所施設費	3,899,565	0	2,899,565
		計	4,043,501	0	4,043,501
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費	103,919	0	103,919
総理府	警察庁	船舶建造費	893,865	0	893,865
		科学警察研究所	149,943	0	149,943
		警察庁施設費	10,707,437	0	10,707,437
		都道府県警察費補助	3,398,338	0	3,398,338
		計	15,149,583	0	15,149,583
	総務庁	総務庁	21,945	0	21,945
		総務庁施設費	104,787	0	104,787
		計	126,732	0	126,732
	北海道開発庁	北海道開発庁	191,000	0	191,000
		北海道治水事業費	17,240,230	0	17,240,230

		北海道急傾斜地崩壊対策事業費	152,000	0	152,000
		北海道治山事業費	2,331,000	0	2,331,000
		北海道海岸事業費	741,993	0	741,993
		北海道治水海岸事業工事諸費	1,777	0	1,777
		北海道道路整備事業費	45,774,312	0	45,774,312
		北海道道路事業工事諸費	4,688	0	4,688
		北海道港湾事業費	6,146,214	0	6,146,214
		北海道漁港施設費	5,563,695	0	5,563,695
		北海道空港整備事業費	2,283,840	0	2,283,840
		北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	1,251	0	1,251
		北海道住宅建設等事業費	6,717,000	0	6,717,000
		北海道都市計画事業費	8,877,882	0	8,877,882
		北海道公園事業工事諸費	118	0	118
		北海道離島廃棄物処理施設整備費	14,000	0	14,000
		北海道農業生産基盤整備事業費	16,508,325	0	16,508,325
		北海道農村整備事業費	9,212,000	0	9,212,000
		北海道農地等保全管理事業費	820,972	0	820,972
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	1,703	0	1,703
		北海道造林事業費	790,000	0	790,000
		北海道林道事業費	1,006,000	0	1,006,000
		北海道沿岸漁場整備開発事業費	1,059,000	0	1,059,000
		北海道災害復旧事業等工事諸費	762,765	0	762,765
		計	126,201,765	0	126,201,765
	経済企画庁	経済企画庁	400,000	0	400,000
	科学技術庁	科学技術振興費	15,535,000	0	15,535,000
		海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	2,514,000	0	2,514,000
		原子力平和利用研究促進費	8,587,000	0	8,587,000

		科学技術庁試験研究所	4,014,846	0	4,014,846
		科学技術庁試験研究所施設費	8,155,006	0	8,155,006
		計	38,805,852	0	38,805,852
	環境庁	自然公園等施設整備費	4,134,871	0	4,134,871
		環境保全施設整備費	247,880	0	247,880
		環境庁研究所	1,000,000	0	1,000,000
		環境庁研究所施設費	1,690,343	0	1,690,343
		計	7,073,094	0	7,073,094
	沖縄開発庁	沖縄開発庁	304,000	0	304,000
		沖縄教育振興事業費	237,727	0	237,727
		沖縄開発事業費	28,805,022	0	28,805,022
		沖縄治水事業工事諸費	100	0	100
		沖縄道路事業工事諸費	325	0	325
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	527	0	527
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	26	0	26
		計	29,347,727	0	29,347,727
	国土庁	国土庁	771,000	0	771,000
		国土庁防災施設整備費	758,052	0	758,052
		振興山村開発総合特別事業費	10,525	0	10,525
		小笠原諸島振興開発事業費	100,000	0	100,000
		離島振興特別事業費	87,200	0	87,200
		離島振興事業費	23,928,000	0	23,928,000
		水資源開発事業費	10,357,993	0	10,357,993
		国土総合開発事業調整費	1,500,000	0	1,500,000
		計	37,512,770	0	37,512,770
	総理府所管補正額合計		254,617,523	0	254,617,523

法務省	法務本省	法務省施設費	7,393,000	0	7,393,000	
	矯正官署	矯正収容費	184,494	0	184,494	
	法務省所管補正額合計		7,577,494	0	7,577,494	
外務省	外務本省	外務本省	301,172	0	301,172	
		外務本省施設費	1,588,109	0	1,588,109	
		国際分担金其他諸費	33,929,980	0	33,929,980	
		国際協力事業団事業費	141,580	0	141,580	
		計	35,960,841	0	35,960,841	
	在外公館	在外公館施設費	872,533	0	872,533	
	外務省所管補正額合計		36,833,374	0	36,833,374	
大蔵省	大蔵本省	大蔵本省施設費	705,010	0	705,010	
		産業投資特別会計へ繰入	16,531,000	0	16,531,000	
		国債費	25,301,239	0	25,301,239	
		公務員宿舎施設費	18,500,039	0	18,500,039	
		政府出資	43,000,000	0	43,000,000	
		経済協力費	3,660,000	0	3,660,000	
		予備費	0	△ 200,000,000	△ 200,000,000	
		計	107,697,288	△ 200,000,000	△ 92,302,712	
	財務局	財務局施設費	100,044	0	100,044	
	税関	税関施設費	206,637	0	206,637	
	国税庁	醸造試験所	120,136	0	120,136	
		税務官署施設費	1,042,309	0	1,042,309	
		計	1,162,445	0	1,162,445	
	大蔵省所管補正額合計		109,166,414	△ 200,000,000	△ 90,833,586	

文部省	文部本省	文部本省	5,988,324	0	5,988,324
		文部本省施設費	333,756	0	333,756
		学校教育振興費	574,317	0	574,317
		公立文教施設整備費	16,320,000	0	16,320,000
		私立学校助成費	2,271,897	0	2,271,897
		体育振興費	3,287,922	0	3,287,922
		国立学校運営費	14,483,950	0	14,483,950
		国立学校船舶建造及施設費	172,016,491	0	172,016,491
		計	215,276,657	0	215,276,657
	文部本省所轄機関	文部本省所轄研究所	141,981	0	141,981
		文部本省所轄研究所施設費	3,934,834	0	3,934,834
		国立社会教育施設整備費	8,283,005	0	8,283,005
		計	12,359,820	0	12,359,820
	文化庁	文化庁	925,400	0	925,400
		国立博物館施設費	8,911,192	0	8,911,192
		国立美術館施設費	759,518	0	759,518
		文化庁研究所	58,500	0	58,500
		文化庁研究所施設費	3,363,511	0	3,363,511
		計	14,018,121	0	14,018,121
	文部省所管補正額合計		241,654,598	0	241,654,598
厚生省	厚生本省	厚生本省	234,025	0	234,025
		保健衛生諸費	350,000	0	350,000
		保健衛生施設整備費	2,832,300	0	2,832,300
		国立病院及療養所経営費	8,066,000	0	8,066,000
		国立病院及療養所施設費	31,279,337	0	31,279,337
		社会福祉施設整備費	26,800,782	0	26,800,782

		環境衛生施設整備費	34,735,000	0	34,735,000
		計	104,297,444	0	104,297,444
	厚生本省試験研究機関	厚生本省試験研究所施設費	899,543	0	899,543
	国立らい療養所	国立らい療養所施設費	574,091	0	574,091
	国立更生援護機関	国立更生援護所施設費	5,214,226	0	5,214,226
	厚生省所管補正額合計		110,985,304	0	110,985,304
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	202,910	0	202,910
		農林水産本省施設費	1,367,353	0	1,367,353
		農業振興費	12,476,000	0	12,476,000
		農業構造改善対策費	27,233,000	0	27,233,000
		農蚕園芸振興費	12,581,844	0	12,581,844
		畜産振興費	615,061	0	615,061
		卸売市場施設整備費	700,000	0	700,000
		海岸事業費	1,303,870	0	1,303,870
		農業生産基盤整備事業費	41,778,000	0	41,778,000
		農村整備事業費	88,512,000	0	88,512,000
		農地等保全管理事業費	9,042,746	0	9,042,746
		農業施設災害復旧事業費	53,490,472	0	53,490,472
		農業施設災害関連事業費	747,000	0	747,000
		計	250,050,256	0	250,050,256
	農林水産技術会議	農林水産業技術振興費	6,989,758	0	6,989,758
		農林水産業技術振興施設費	12,032,876	0	12,032,876
		計	19,022,634	0	19,022,634
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	249,308	0	249,308
	地方農政局	地方農政局	48,410	0	48,410
		地方農政局施設費	588,055	0	588,055

		海岸事業工事諸費	130	0	130
		地すべり対策事業工事諸費	254	0	254
		計	636,849	0	636,849
	林野庁	林野庁	57,000	0	57,000
		林業振興費	15,778,000	0	15,778,000
		治山事業費	23,005,000	0	23,005,000
		森林開発公団事業助成費	1,621,000	0	1,621,000
		造林事業費	7,418,000	0	7,418,000
		林道事業費	11,568,000	0	11,568,000
		森林開発公団事業費	5,067,000	0	5,067,000
		山林施設災害復旧事業費	13,758,000	0	13,758,000
		山林施設災害関連事業費	15,084,000	0	15,084,000
		森林総合研究所	52,150	0	52,150
		計	93,408,150	0	93,408,150
	水産庁	水産庁施設費	855,804	0	855,804
		船舶建造費	2,118,899	0	2,118,899
		水産業振興費	8,002,948	0	8,002,948
		海岸事業費	1,401,000	0	1,401,000
		漁港施設費	12,585,000	0	12,585,000
		沿岸漁場整備開発事業費	2,917,000	0	2,917,000
		漁港施設災害復旧事業費	3,532,591	0	3,532,591
		漁港施設災害関連事業費	28,000	0	28,000
		水産庁試験研究所	111,108	0	111,108
		水産大学校	94,200	0	94,200
		計	31,646,550	0	31,646,550
	農林水産省所管補正額合計		395,013,747	0	395,013,747

通商産業省	通商産業本省	通商産業本省	6,812,602	0	6,812,602
		通商産業本省施設費	307,211	0	307,211
		工業用水道事業費	1,917,472	0	1,917,472
		計	9,037,285	0	9,037,285
	通商産業検査所	通商産業検査所	83,600	0	83,600
		通商産業検査所施設費	1,103,048	0	1,103,048
		計	1,186,648	0	1,186,648
	工業技術院	鉱工業技術振興費	9,256,211	0	9,256,211
		工業技術院試験研究所	6,200,000	0	6,200,000
		工業技術院試験研究所施設費	11,357,342	0	11,357,342
		計	26,813,553	0	26,813,553
	中小企業庁	中小企業対策費	32,800,000	0	32,800,000
	通商産業局	通商産業局施設費	193,631	0	193,631
	通商産業省所管補正額合計		70,031,117	0	70,031,117
運輸省	運輸本省	運輸本省	104,000	0	104,000
		鉄道整備基金助成費	24,531,446	0	24,531,446
		海岸事業費	3,856,912	0	3,856,912
		海岸事業工事諸費	88	0	88
		港湾事業費	27,911,000	0	27,911,000
		空港整備事業費	7,352,000	0	7,352,000
		新幹線鉄道整備事業費	7,500,000	0	7,500,000
		港湾施設災害復旧事業費	12,961,045	0	12,961,045
		港湾施設災害関連事業費	32,000	0	32,000
		計	84,248,491	0	84,248,491
	運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所	440,331	0	440,331
		運輸本省試験研究所施設費	2,638,896	0	2,638,896
		計	3,079,227	0	3,079,227

	運輸本省教育機関	学校及訓練所	693,744	0	693,744	
		航空大学校施設費	480,596	0	480,596	
		船舶建造費	880,459	0	880,459	
		計	2,054,799	0	2,054,799	
	海上保安庁	海上保安官署施設費	354,869	0	354,869	
		船舶建造費	2,131,335	0	2,131,335	
		航路標識整備費	1,510,000	0	1,510,000	
		計	3,996,204	0	3,996,204	
	気象庁	船舶建造費	2,442,798	0	2,442,798	
		気象研究所	168,640	0	168,640	
		計	2,611,438	0	2,611,438	
	運輸省所管補正額合計		95,990,159	0	95,990,159	
郵政省	郵政本省	郵政本省	2,195,005	0	2,195,005	
		電気通信監理施設費	539,692	0	539,692	
		計	2,734,697	0	2,734,697	
	通信総合研究所	通信総合研究所	2,300,000	0	2,300,000	
		通信総合研究所施設費	3,689,560	0	3,689,560	
		計	5,989,560	0	5,989,560	
	郵政省所管補正額合計		8,724,257	0	8,724,257	
建設省	建設本省	建設本省	123,336	0	123,336	
		官庁営繕費	26,274,509	0	26,274,509	
		治水事業費	117,770,535	0	117,770,535	
		急傾斜地崩壊対策等事業費	4,885,000	0	4,885,000	
		海岸事業費	3,574,700	0	3,574,700	
		海岸事業工事諸費	300	0	300	
		道路整備事業費	289,605,000	0	289,605,000	

		住宅建設等事業費	92,528,000	0	92,528,000	
		都市計画事業費	212,304,438	0	212,304,438	
		河川等災害復旧事業費	262,876,266	0	262,876,266	
		河川等災害復旧事業等工事諸費	1,041,511	0	1,041,511	
		都市災害復旧事業費	2,730,000	0	2,730,000	
		河川等災害関連事業費	34,699,928	0	34,699,928	
		計	1,048,413,523	0	1,048,413,523	
	国土地理院	国土地理院	259,134	0	259,134	
		国土地理院施設費	1,370,000	0	1,370,000	
		計	1,629,134	0	1,629,134	
	建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所	543,015	0	543,015	
		建設本省試験研究所施設費	1,544,050	0	1,544,050	
		計	2,087,065	0	2,087,065	
	地方建設局	地方建設局	100,105	0	100,105	
		道路災害復旧事業工事諸費	4,422	0	4,422	
		公園事業工事諸費	562	0	562	
		計	105,089	0	105,089	
	建設省所管補正額合計		1,052,234,811	0	1,052,234,811	
自治省	自治本省	地方交付税交付金	46,400,000	△ 46,400,000	0	
	消防庁	消防庁	1,050,960	0	1,050,960	
		消防研究所	181,898	0	181,898	
		計	1,232,858	0	1,232,858	
	自治省所管補正額合計		47,632,858	△ 46,400,000	1,232,858	
歳出補正額総計			2,435,107,063	△ 246,400,000	2,188,707,063	

丙号　繰越明許費補正

所管	組織	事項	所管	組織	事項
総理府	環境庁	（項）環境庁研究所施設費	通商産業省	通商産業検査所	（項）通商産業検査所施設費
	国土庁	（項）国土庁のうち 過疎地域滞在施設整備モデル事業費補助金	運輸省	運輸本省	（項）鉄道整備基金助成費のうち 都市高速鉄道建設費補助金
外務省	外務本省	（項）外務本省施設費	郵政省	郵政本省	（項）郵政本省のうち 新統合通信実験施設整備費補助金
文部省	文部本省	（項）文部本省のうち 留学生会館等施設整備費補助金	自治省	消防庁	（項）消防庁のうち 施設整備費

丁号　国庫債務負担行為補正

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会	衆議院	衆議院冷凍機設備改修				
		既定	408,189	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	634,905	同	同	第一議員会館ほか2件の冷凍機設備の改修には、多くの日数を要するため
		改定	1,043,094	—	—	
	参議院	参議院冷凍機設備改修	392,710	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	議事堂分館の冷凍機設備の改修には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	国立国会図書館冷凍機設備改修	191,657	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	国立国会図書館の冷凍機設備の改修には、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	裁判所施設整備				
		既定	6,214,717	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	

		追加	3,241,839	同	同	福岡地方・家庭裁判所小倉支部小倉簡易裁判所合同庁舎ほか3件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	9,456,556	—	—	
総理府	北海道開発庁	急傾斜地崩壊対策事業費補助	90,000	平成5年度	平成6年度	急傾斜地崩壊対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄海岸保全施設整備事業	35,000	平成5年度	平成6年度	胆振海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業費補助	422,360	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		海岸環境整備事業費補助	20,000	平成5年度	平成6年度	海岸環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄漁港修築事業	1,659,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	様似漁港ほか4漁港の修築事業には、多くの日数を要するものがあるため
		漁港修築費補助	1,871,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公営住宅建設等事業費補助				
		既定	34,476,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追加	342,493	同	平成6年度	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	34,818,493	—	—	
		住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助	83,000	平成5年度	平成6年度	住宅宅地関連公共施設整備促進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国営公園整備	496,000	平成5年度	平成6年度	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公園事業費補助	1,510,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		下水道事業費補助				
		既　　定	1,720,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　　加	5,640,000	同	同	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　　定	7,360,000	—	—	
		かんがい排水事業費補助	386,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	かんがい排水事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		圃場整備事業費補助	384,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	圃場整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		諸土地改良事業費補助	672,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	諸土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		畑地帯総合土地改良事業費補助	2,735,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	畑地帯総合土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農用地開発事業費補助	1,882,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農用地開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農用地整備公団事業費補助	752,000	平成5年度	平成6年度	農用地整備公団事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農道整備事業費補助	250,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農道整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農村総合整備事業費補助	280,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農村総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄地すべり対策事業	200,000	平成5年度	平成6年度	羽幌二股地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため

		農地防災事業費補助	243,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農地防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農地保全事業費補助	200,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		林道事業費補助	561,000	平成5年度	平成6年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		林業地域総合整備事業費補助	25,000	平成5年度	平成6年度	林業地域総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沿岸漁場整備開発事業費補助	447,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	沿岸漁場整備開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	1,160,000	平成5年度	平成6年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	科学技術庁	理化学研究所出資				
		既定	10,540,747	平成5年度	平成5年度以降4箇年度以内	
		追加	11,789,347	同	平成5年度以降5箇年度以内	理化学研究所における大型放射光施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		改定	22,330,094	—	—	
		宇宙開発事業団出資				
		既定	93,431,676	平成5年度	平成5年度以降4箇年度以内	
		追加	3,395,722	同	平成5年度以降3箇年度以内	宇宙開発事業団における人工衛星の開発等の資金に充てるための国の出資については、その開発等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		改定	96,827,398	—	—	

		日本原子力研究所出資				
		既定	14,181,108	平成5年度	平成5年度以降4箇年度以内	
		追加	12,528,524	同	平成5年度以降5箇年度以内	日本原子力研究所における大型放射光施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		改定	26,709,632	—	—	
	環境庁	国民公園施設改修	2,500,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	皇居外苑の噴水施設の改修には、多くの日数を要するため
	沖縄開発庁	海岸事業費補助	229,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		漁港修築費補助	817,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公営住宅建設事業費補助				
		既定	4,846,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追加	800,000	同	平成5年度及び平成6年度	公営住宅建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	5,646,000	—	—	
		水道用水供給施設整備費補助	300,000	平成5年度	平成6年度	水道用水供給施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公園事業費補助	1,040,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農業生産基盤整備事業費補助	335,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農業生産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

		農村整備事業費補助	150,000	平成5年度	平成6年度	農村整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農地等保全管理事業費補助	100,000	平成5年度	平成6年度	農地等保全管理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		林道事業費補助	104,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	国土庁	海岸事業費補助	583,500	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		漁港修築費補助	3,821,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公園事業費補助	30,000	平成5年度	平成6年度	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農業生産基盤整備事業費補助	1,012,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農業生産基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農村整備事業費補助	490,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農村整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農地等保全管理事業費補助	26,000	平成5年度	平成6年度	農地等保全管理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		林道事業費補助	287,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	67,000	平成5年度	平成6年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

文部省	文部本省	公立学校施設整備費負担				
		既定	37,367,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	240,000	同	同	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	37,607,000	—	—	
厚生省	厚生本省	水道広域化施設整備費補助	9,200,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	水道広域化施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		廃棄物処理施設整備費補助	4,493,500	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農林水産省	農林水産本省	海岸保全施設整備事業費補助	490,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		海岸環境整備事業費補助	10,000	平成5年度	平成6年度	海岸環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		かんがい排水事業費補助	4,464,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	かんがい排水事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		圃場整備事業費補助	8,694,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	圃場整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		諸土地改良事業費補助	3,415,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	諸土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		畑地帯総合土地改良事業費補助	1,686,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	畑地帯総合土地改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		農用地開発事業費補助	1,429,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農用地開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農用地整備公団事業費補助	1,091,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農用地整備公団事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農道整備事業費補助	5,090,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	農道整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農業集落排水事業費補助	11,740,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農業集落排水事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農村総合整備事業費補助	8,236,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農村総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄地すべり対策事業	390,000	平成5年度	平成6年度	笹ケ峰地区ほか1地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		農地防災事業費補助	2,929,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	農地防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農地保全事業費補助	800,000	平成5年度	平成6年度	農地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公害対策事業費補助	976,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	公害対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	2,936,000	平成5年度	平成6年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	林野庁	林道事業費補助	5,180,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

			林業地域総合整備事業費補助	199,000	平成5年度	平成6年度	林業地域総合整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			大規模林業圏開発林道事業費補助	2,865,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	大規模林業圏開発林道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		水産庁	海岸保全施設整備事業費補助	459,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			海岸環境整備事業費補助	155,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			漁港修築費補助	5,603,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	漁港施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			漁港環境整備事業費補助	430,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	漁港環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			沿岸漁場整備開発事業費補助	1,212,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	沿岸漁場整備開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
運輸省		運輸本省	直轄海岸保全施設整備事業	205,000	平成5年度	平成6年度	釜石港海岸ほか1海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
			海岸保全施設整備事業費補助				
			既定	1,155,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
			追加	1,378,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			改定	2,533,000	—	—	

		海岸環境整備事業費補助	356,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	海上保安庁	小型巡視船代船建造	1,615,856	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	180トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
		大型巡視艇代船建造				
		既定	2,261,857	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	708,825	同	同	35メートル型巡視艇の代船建造には、多くの日数を要するため
		改定	2,970,682	—	—	
	気象庁	観測船代船建造	4,424,420	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	海洋気象観測船の代船建造には、多くの日数を要するものがあるため
建設省	建設本省	官庁営繕				
		既定	19,740,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追加	4,590,000	同	平成5年度及び平成6年度	官庁施設の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	24,330,000	—	—	
		急傾斜地崩壊対策事業費補助				
		既定	286,500	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	1,977,000	同	同	急傾斜地崩壊対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	2,263,500	—	—	
		雪崩対策事業費補助				
		既定	240,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	270,000	同	同	雪崩対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	510,000	—	—	

官報（号外）

直轄海岸保全施設整備事業	925,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	青森海岸ほか9海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
海岸保全施設整備事業費補助	997,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
海岸環境整備事業費補助	207,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	海岸環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
公営住宅建設等事業費補助				
既定	264,040,000	平成5年度	平成5年度以降4箇年度以内	
追加	20,088,982	同	平成5年度及び平成6年度	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改定	284,128,982	—	—	
住宅地区改良事業費補助				
既定	42,434,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
追加	3,194,000	同	平成5年度及び平成6年度	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改定	45,628,000	—	—	
住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助	635,000	平成5年度	平成6年度	住宅宅地関連公共施設整備促進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
特定住宅市街地総合整備促進事業費補助	413,000	平成5年度	平成6年度	特定住宅市街地総合整備促進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
国営公園整備				
既定	8,200,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	

		追　加	2,760,000	同	平成５年度及び平成６年度	国営昭和記念公園ほか４箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	10,960,000	—	—	
		公園事業費補助				
		既　定	19,500,000	平成５年度	平成６年度以降４箇年度以内	
		追　加	16,376,000	同	平成５年度以降５降年度以内	公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	35,876,000	—	—	
		古都及び緑地保全事業費補助				
		既　定	645,000	平成５年度	平成６年度以降４箇年度以内	
		追　加	1,979,000	同	同	古都及び緑地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改　定	2,624,000	—	—	
		下水道事業費補助				
		既　定	83,162,000	平成５年度	平成５年度以降５箇年度以内	
		追　加	60,253,000	同	同	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	143,415,000	—	—	
		市街地再開発事業費補助	1,533,000	平成５年度	平成５年度及び平成６年度	市街地再開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

平成五年度一般会計補正予算（第1号）に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、総合的な経済対策を実施するための一般公共事業関係費及び中小企業等特別対策費等の追加のほか、対ロシア連邦等支援関係費、地方交付税交付金等の追加を行う一方、地方交付税交付金及び予備費の減額を行い、歳入面において、租税及印紙収入の減収を見込むとともに、雑収入として、皇太子殿下御成婚記念貨幣の発行に伴う貨幣回収準備資金受入を行い、あわせて公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成五年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入		
当初		七二、三五四、八二四百万円
補正		二、一八八、七〇七百万円
追加		二、三三四、七〇七百万円
修正減少	△	一四六、〇〇〇百万円
計		七四、五四三、五三一百万円
歳出		
当初		七二、三五四、八二四百万円
補正		二、一八八、七〇七百万円
追加		二、四三五、一〇七百万円
修正減少	△	二四六、四〇〇百万円
計		七四、五四三、五三一百万円

一般会計補正予算の概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入		
1　租税及印紙収入	△	一四六、〇〇〇百万円
2　雑収入		八八、七〇七百万円
3　公債金		二、二四六、〇〇〇百万円
計		二、一八八、七〇七百万円
歳出		
1　公共事業等の追加		二、二二一、七六八百万円
(1)　一般公共事業関係費		一、二〇〇、〇〇〇百万円
(2)　災害復旧等事業費		四〇一、七四八百万円
(3)　施設費等		六二〇、〇二〇百万円
2　中小企業等特別対策費等		一〇〇、五三五百万円
3　地方交付税交付金		四六、四〇〇百万円
4　その他の経費		六六、四〇四百万円
(1)　対ロシア連邦等支援関係		四一、一〇三百万円
(2)　国債整理基金特別会計へ繰入		二五、三〇一百万円
5　地方交付税交付金の減額	△	四六、四〇〇百万円
6　予備費の減額	△	二〇〇、〇〇〇百万円
計		二、一八八、七〇七百万円

二　補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年五月二十六日

予算委員長　粕谷　茂

衆議院議長　櫻内　義雄殿

平成五年度特別会計補正予算（特第1号）

右

国会に提出する。

平成五年五月十四日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

平成5年度特別会計補正予算
予算総則補正

第1条　次に掲げる各特別会計の平成5年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

大蔵省所管	造幣局
	国債整理基金
	産業投資
大蔵省及び建設省所管	特定国有財産整備
文部省所管	国立学校
厚生省所管	厚生保険
	国立病院
	国民年金
農林水産省所管	国有林野事業
	国営土地改良事業
運輸省所管	港湾整備
	空港整備
郵政省所管	郵政事業
	郵便貯金
	簡易生命保険
労働省所管	労働保険
建設省所管	道路整備
	治水
	都市開発資金融通

第2条　労働保険特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成5年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第5条　平成5年度特別会計予算総則第9条の各特別会計の借入金の限度額の表中

「

特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第11条第2項	67,000,000千円

」

を

「

特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第11条第2項	91,000,000千円

」

に、

「

国立学校	「国立学校特別会計法」第7条第2項	61,400,000千円

」

を

「

国立学校	「国立学校特別会計法」第7条第2項	91,400,000千円

」

に、

「

国立病院	「国立病院特別会計法」第8条の2第2項	病院勘定 57,300,000千円 療養所勘定 7,500,000

」

を

「

国立病院	「国立病院特別会計法」第8条の2第2項	病院勘定 67,900,000千円 療養所勘定 10,700,000

」

に、

「

国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	国有林野事業勘定 288,000,000千円

」

を

「

国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	国有林野事業勘定 295,000,000千円

」

に、

「

国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	76,200,000千円

」

を

「

国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項	81,700,000千円

」

に、

「

空港整備	「空港整備特別会計法」第7条第2項	146,800,000千円

」

を

「

空港整備	「空港整備特別会計法」第7条第2項	206,800,000千円

」

に、

「

郵政事業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	468,200,000千円

」を

「

郵政事業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	487,800,000千円

」に、

「

都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」	107,700,000千円

」を

「

都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第12条第2項	115,900,000千円

」に改める。

第6条　平成5年度特別会計予算総則第10条第1項の各特別会計の一時借入金等の最高額の表中

「

郵政事業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	395,000,000千円

」を

「

郵政事業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	396,000,000千円

」に改める。

第7条　平成5年度特別会計予算総則第11条に定める造幣局特別会計において給与準則の適用を受ける職員に対して支給する給与の総額「8,403,425千円」を「8,735,837千円」に改める。

第8条　平成5年度特別会計予算総則第18条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される平成5年度の国債に対する運用「1,000,000,000千円」を「2,946,000,000千円」に改め、同項の表中

「

1　特定国有財産整備特別会計	67,000,000千円	0千円

」を

「

1　特定国有財産整備特別会計	91,000,000千円	0千円

」に、

「

2　国立学校特別会計	61,400,000千円	0千円

」を

「

2　国立学校特別会計	91,400,000千円	0千円

」に、

「

3　国立病院特別会計	64,800,000千円	0千円

」を

「

3　国立病院特別会計	78,600,000千円	0千円

」に、

「

4　国有林野事業特別会計	288,000,000千円	0千円

」を

「

4　国有林野事業特別会計	295,000,000千円	0千円

」に、

「

5　国営土地改良事業特別会計	76,200,000千円	0千円

」を

「

5　国営土地改良事業特別会計	81,700,000千円	0千円

」に、

「

6　空港整備特別会計	146,800,000千円	0千円

」を

「

6　空港整備特別会計	206,800,000千円	0千円

」に、

「

7　郵政事業特別会計	0千円	73,400,000千円

」を

「

7　郵政事業特別会計	0千円	91,500,000千円

」に、

「

9　都市開発資金融通特別会計	107,700,000千円	0千円

」を

「

9　都市開発資金融通特別会計	115,900,000千円	0千円

」に、

「

10　国民金融公庫	2,392,000,000千円	320,000,000千円

」を

「

10 国民金融公庫	2,842,000,000千円	320,000,000千円

」に、

「

11 住宅金融公庫	6,782,000,000千円	123,500,000千円

」を

「

11 住宅金融公庫	7,632,000,000千円	123,500,000千円

」に、

「

13 中小企業金融公庫	1,654,300,000千円	531,100,000千円

」を

「

13 中小企業金融公庫	2,154,300,000千円	531,100,000千円

」に、

「

14 北海道東北開発公庫	140,200,000千円	72,000,000千円

」を

「

14 北海道東北開発公庫	190,100,000千円	72,000,000千円

」に、

「

15 環境衛生金融公庫	325,800,000千円	0千円

」を

「

15 環境衛生金融公庫	353,800,000千円	0千円

」に、

「

16 沖縄振興開発金融公庫	193,900,000千円	30,000,000千円

」を

「

16 沖縄振興開発金融公庫	230,700,000千円	30,000,000千円

」に、

「

17 日本開発銀行	1,911,400,000千円	115,600,000千円

」を

「

17 日本開発銀行	2,315,100,000千円	115,600,000千円

」に、

「

19 日本道路公団	1,208,200,000千円	1,111,000,000千円

」を

「

19 日本道路公団	1,225,400,000千円	1,111,000,000千円

」に、

「

20 森林開発公団	18,500,000千円	0千円

」を

「

20 森林開発公団	20,600,000千円	0千円

」に、

「

21 船舶整備公団	67,300,000千円	2,500,000千円

」を

「

21 船舶整備公団	77,300,000千円	2,500,000千円

」に、

「

22 首都高速道路公団	169,200,000千円	316,000,000千円

」を

「

22 首都高速道路公団	196,000,000千円	316,000,000千円

」に、

「

23 水資源開発公団	55,100,000千円	45,300,000千円

」を

「

23 水資源開発公団	60,000,000千円	45,300,000千円

」に、

「

24 阪神高速道路公団	132,600,000千円	250,000,000千円

」を

「

24 阪神高速道路公団	142,600,000千円	250,000,000千円

」に、

「

25 日本鉄道建設公団	74,500,000千円	25,000,000千円

」を

官報（号外）

「| 25 日本鉄道建設公団 | 75,600,000千円 | 25,000,000千円 |」

に、

「| 28 本州四国連絡橋公団 | 75,300,000千円 | 148,000,000千円 |」

を

「| 28 本州四国連絡橋公団 | 76,800,000千円 | 148,000,000千円 |」

に、

「| 29 農用地整備公団 | 10,000,000千円 | 0千円 |」

を

「| 29 農用地整備公団 | 10,700,000千円 | 0千円 |」

に、

「| 30 地域振興整備公団 | 75,900,000千円 | 7,400,000千円 |」

を

「| 30 地域振興整備公団 | 80,400,000千円 | 7,400,000千円 |」

に、

「| 31 住宅・都市整備公団 | 1,150,500,000千円 | 201,800,000千円 |」

を

「| 31 住宅・都市整備公団 | 1,165,700,000千円 | 201,800,000千円 |」

に、

「| 34 年金福祉事業団 | 5,044,700,000千円 | 0千円 |」

を

「| 34 年金福祉事業団 | 5,278,500,000千円 | 0千円 |」

に、

「| 39 社会福祉・医療事業団 | 238,200,000千円 | 0千円 |」

を

「| 39 社会福祉・医療事業団 | 258,900,000千円 | 0千円 |」

に、

「| 46 日本私学振興財団 | 20,100,000千円 | 20,100,000千円 |」

を

「| 46 日本私学振興財団 | 30,100,000千円 | 20,100,000千円 |」

に、

「| 48 商工組合中央金庫 | 119,100,000千円 | 0千円 |」

を

「| 48 商工組合中央金庫 | 413,200,000千円 | 0千円 |」

に改める。

甲号　歳入歳出予算補正

所管	特別会計	款	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
大蔵省	造幣局					
	歳入	貨幣回収準備資金より受入		64,705,456	0	64,705,456
			貨幣回収準備資金より受入	64,705,456	0	64,705,456
		事業収入		8,660,000	0	8,660,000

			事業収入	8,660,000	0	8,660,000
		歳入補正額		73,365,456	0	73,365,456
	歳出		事業費	73,365,456	0	73,365,456
	国債整理基金					
	歳入	他会計より受入		25,389,025	0	25,389,025
			他会計より受入	25,389,025	0	25,389,025
	歳出		国債整理基金支出	25,389,025	0	35,389,025
	産業投資					
	産業投資勘定					
	歳入	他会計より受入		16,531,000	0	16,531,000
			一般会計より受入	16,531,000	0	16,531,000
	歳出		産業投資支出	16,531,000	0	16,531,000
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備					
	歳入	借入金		24,000,000	0	24,000,000
			借入金	24,000,000	0	24,000,000
		雑収入		78,534	0	78,534
			雑収入	78,534	0	78,534
		歳入補正額		24,078,534	0	24,078,534
	歳出		特定国有財産整備費	24,036,483	0	24,036,483
			事務取扱費	42,051	0	42,051
		歳出補正額		24,078,534	0	24,078,534

文部省	国立学校					
	歳入	他会計より受入		186,500,441	0	186,500,441
			一般会計より受入	186,500,441	0	186,500,441
		借入金		30,000,000	0	30,000,000
			借入金	30,000,000	0	30,000,000
		歳入補正額		216,500,441	0	216,500,441
	歳出		国立学校	10,021,950	0	10,021,950
			研究所	4,462,000	0	4,462,000
			施設整備費	200,308,711	0	200,308,711
			船舶建造費	1,707,780	0	1,707,780
		歳出補正額		216,500,441	0	216,500,441
厚生省	厚生保険					
	年金勘定					
	歳出		福祉施設費等業務勘定へ繰入	27,592,615	0	27,592,615
	業務勘定					
	歳入	他勘定より受入		27,592,615	0	27,592,615
			他勘定より受入	27,592,615	0	27,592,615
	歳出		福祉施設費	27,592,615	0	27,592,615
	国立病院					
	病院勘定					
	歳入	他会計より受入		23,911,948	0	23,911,948
			一般会計より受入	23,911,948	0	23,911,948
		借入金		10,600,000	0	10,600,000
			借入金	10,600,000	0	10,600,000
		歳入補正額		34,511,948	0	34,511,948

	歳出		病院経営費	8,066,000	0	8,066,000
			施設整備費	26,445,948	0	26,445,948
		歳出補正額		34,511,948	0	34,511,948
	療養所勘定					
	歳入	他会計より受入		15,433,389	0	15,433,389
			一般会計より受入	15,433,389	0	15,433,389
		借入金		3,200,000	0	3,200,000
			借入金	3,200,000	0	3,200,000
		歳入補正額		18,633,389	0	18,633,389
	歳出		施設整備費	18,633,389	0	18,633,389
	国民年金					
	国民年金勘定					
	歳出		福祉施設費等業務勘定へ繰入	1,747,216	0	1,747,216
	業務勘定					
	歳入	他勘定より受入		1,747,216	0	1,747,216
			国民年金勘定より受入	1,747,216	0	1,747,216
	歳出		福祉施設費	1,747,216	0	1,747,216
農林水産省	国有林野事業					
	国有林野事業勘定					
	歳入	他会計より受入		5,059,000	0	5,059,000
			一般会計より受入	5,059,000	0	5,059,000
		借入金		7,000,000	0	7,000,000
			借入金	7,000,000	0	7,000,000
		歳入補正額		12,059,000	0	12,059,000

歳出		国有林野事業費	12,059,000	0	12,059,000
治山勘定					
歳入	他会計より受入		25,812,796	0	25,812,796
		一般会計より受入	25,812,796	0	25,812,796
	地方公共団体工事費負担金収入		468,293	0	468,293
		地方公共団体工事費負担金収入	468,293	0	468,293
	歳入補正額		26,281,089	0	26,281,089
歳出		治山事業費	23,447,489	0	23,447,489
		北海道治山事業費	2,353,730	0	2,353,730
		離島治山事業費	320,981	0	320,981
		沖縄治山事業費	83,000	0	83,000
		治山事業工事諸費	75,889	0	75,889
	歳出補正額		26,281,089	0	26,281,089
国営土地改良事業					
歳入	他会計より受入		26,673,630	0	26,673,630
		一般会計より受入	26,673,630	0	26,673,630
	借入金		5,500,000	0	5,500,000
		借入金	5,500,000	0	5,500,000
	土地改良事業費負担金等収入		15,330	0	15,330
		土地改良事業費負担金収入	15,330	0	15,330
	歳入補正額		32,188,960	0	32,188,960
歳出		土地改良事業費	18,940,956	0	18,940,956
		北海道土地改良事業費	11,957,325	0	11,957,325
		離島土地改良事業費	799,830	0	799,830

			沖縄土地改良事業費	230,974	0	230,974
			農業用施設災害復旧事業費	197,565	0	197,565
			土地改良事業工事諸費	4,845	0	4,845
			国債整理基金特別会計へ繰入	57,465	0	57,465
		歳出補正額		32,188,960	0	32,188,960
運輸省	港湾整備					
	港湾整備勘定					
	歳入	他会計より受入		41,425,271	0	41,425,271
			他会計より受入	41,425,271	0	41,425,271
		他勘定より受入		895	0	895
			特定港湾施設工事勘定より受入	895	0	895
		港湾管理者工事費負担金収入		11,034,905	0	11,034,905
			港湾管理者工事費負担金収入	11,034,905	0	11,034,905
		受託工事納付金収入		452,300	0	452,300
			受託工事納付金収入	452,300	0	452,300
		歳入補正額		52,913,371	0	52,913,371
	歳出		港湾事業費	35,659,070	0	35,659,070
			北海道港湾事業費	7,563,119	0	7,563,119
			離島港湾事業費	4,762,050	0	4,762,050
			沖縄港湾事業費	3,700,987	0	3,700,987
			埠頭整備等資金貸付金	769,000	0	769,000
			受託工事費	452,300	0	452,300
			港湾事業等工事諸費	6,845	0	6,845
		歳出補正額		52,913,371	0	52,913,371
	特定港湾施設工事勘定					

官報（号外）

歳入	他会計より受入		925,000	0	925,000
		一般会計より受入	925,000	0	925,000
	港湾管理者工事費負担金収入		925,000	0	925,000
		港湾管理者工事費負担金収入	925,000	0	925,000
	受益者工事費負担金収入		1,850,000	0	1,850,000
		受益者工事費負担金収入	1,850,000	0	1,850,000
	歳入補正額		3,700,000	0	3,700,000
歳出		エネルギー港湾施設工事費	3,699,105	0	3,699,105
		工事諸費港湾整備勘定へ繰入	895	0	895
	歳出補正額		3,700,000	0	3,700,000
空港整備					
歳入	他会計より受入		10,501,726	0	10,501,726
		一般会計より受入	10,501,726	0	10,501,726
	地方公共団体工事費負担金収入		861,000	0	861,000
		地方公共団体工事費負担金収入	861,000	0	861,000
	借入金		60,000,000	0	60,000,000
		借入金	60,000,000	0	60,000,000
	歳入補正額		71,362,726	0	71,362,726
歳出		空港整備事業費	66,371,109	0	66,371,109
		北海道空港整備事業費	2,405,231	0	2,405,231
		離島空港整備事業費	277,000	0	277,000
		沖縄空港整備事業費	618,886	0	618,886
		航空路整備事業費	690,000	0	690,000
		新東京国際空港公団等出資	1,000,000	0	1,000,000

			空港等整備事業工事諸費	500	0	500
		歳出補正額		71,362,726	0	71,362,726
郵政省	郵政事業					
	歳入	業務収入		12,686,411	0	12,686,411
			受託業務収入	12,686,411	0	12,686,411
		資本収入		88,640,994	0	88,640,994
			借入金	19,600,000	0	19,600,000
			設備負担金	69,040,994	0	69,040,994
		歳入補正額		101,327,405	0	101,327,405
	歳出		業務費	13,405,405	0	13,405,405
			局舎其他施設費	87,922,000	0	87,922,000
		歳出補正額		101,327,405	0	101,327,405
	郵便貯金					
	一般勘定					
	歳出		郵政事業特別会計へ繰入	29,365,766	0	29,365,766
	簡易生命保険					
	歳出		郵政事業特別会計へ繰入	52,361,639	0	52,361,639
			簡易保険福祉事業団出資金	17,111,254	0	17,111,254
		歳出補正額		69,472,893	0	69,472,893
労働省	労働保険					
	労災勘定					
	歳出		施設整備費	5,532,499	0	5,532,499
			労働福祉事業費	9,411,485	0	9,411,485

			労働福祉事業団出資	22,826,583	0	22,826,583
		歳出補正額		37,770,567	0	37,770,567
	雇用勘定					
	歳入	雇用安定資金より受入		89,387,931	0	89,387,931
			雇用安定資金より受入	89,387,931	0	89,387,931
	歳出		施設整備費	2,560,149	0	2,560,149
			雇用安定等事業費	31,064,955	0	31,064,955
			雇用促進事業団出資	60,762,827	0	60,762,827
			予備費	0	△ 5,000,000	△ 5,000,000
		歳出補正額		94,387,931	△ 5,000,000	89,387,931
建設省	道路整備					
	歳入	他会計より受入		353,994,987	0	353,994,987
			一般会計より受入	353,994,987	0	353,994,987
		地方公共団体工事費負担金収入		63,246,000	0	63,246,000
			地方公共団体工事費負担金収入	63,246,000	0	63,246,000
		附帯工事費負担金収入		12,000,000	0	12,000,000
			附帯工事費負担金収入	12,000,000	0	12,000,000
		歳入補正額		429,240,987	0	429,240,987
	歳出		道路事業費	257,043,686	0	257,043,686
			北海道道路事業費	48,101,312	0	48,101,312
			街路事業費	84,713,000	0	84,713,000
			北海道街路事業費	5,677,000	0	5,677,000
			離島道路事業費	4,886,000	0	4,886,000
			沖縄道路事業費	14,095,675	0	14,095,675
			日本道路公団等事業助成費	968,000	0	968,000

			有料道路整備等資金貸付金	1,740,000	0	1,740,000
			附帯工事費	12,000,000	0	12,000,000
			道路事業工事諸費	16,314	0	16,314
		歳出補正額		429,240,987	0	429,240,987
	治水					
	治水勘定					
	歳入	他会計より受入		118,473,563	0	118,473,563
			一般会計より受入	118,473,563	0	118,473,563
		他勘定より受入		3,124	0	3,124
			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	3,124	0	3,124
		地方公共団体工事費負担金収入		27,541,273	0	27,541,273
			地方公共団体工事費負担金収入	27,541,273	0	27,541,273
		電気事業者等工事費負担金収入		1,713,274	0	1,713,274
			電気事業者等工事費負担金収入	1,713,274	0	1,713,274
		歳入補正額		147,731,234	0	147,731,234
	歳出		河川事業費	80,406,860	0	80,406,860
			北海道河川事業費	12,538,738	0	12,538,738
			河川総合開発事業費	14,706,037	0	14,706,037
			北海道河川総合開発事業費	274,281	0	274,281
			水資源開発公団交付金	7,579,156	0	7,579,156
			砂防事業費	26,767,300	0	26,767,300
			北海道砂防事業費	1,286,547	0	1,286,547
			離島治水事業費	1,174,000	0	1,174,000
			沖縄治水事業費	1,939,930	0	1,939,930

		治水事業工事諸費	1,058,385	0	1,058,385
	歳出補正額		147,731,234	0	147,731,234
特定多目的ダム建設工事勘定					
歳入	他会計より受入		25,785,378	0	25,785,378
		一般会計より受入	25,785,378	0	25,785,378
	地方公共団体工事費負担金収入		7,397,304	0	7,397,304
		地方公共団体工事費負担金収入	7,397,304	0	7,397,304
	電気事業者等工事費負担金収入		9,986,630	0	9,986,630
		電気事業者等工事費負担金収入	9,986,630	0	9,986,630
	歳入補正額		43,169,312	0	43,169,312
歳出		多目的ダム建設事業費	34,596,876	0	34,596,876
		北海道多目的ダム建設事業費	7,969,312	0	7,969,312
		沖縄多目的ダム建設事業費	600,000	0	600,000
		工事諸費等治水勘定へ繰入	3,124	0	3,124
	歳出補正額		43,169,312	0	43,169,312
都市開発資金融通					
歳入	他会計より受入		1,600,000	0	1,600,000
		一般会計より受入	1,600,000	0	1,600,000
	借入金		8,200,000	0	8,200,000
		借入金	8,200,000	0	8,200,000
	歳入補正額		9,800,000	0	9,800,000
歳出		都市開発資金貸付金	9,800,000	0	9,800,000

丙号　繰越明許費補正

所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項
労働省	労働保険 労災勘定	（項）労働福祉事業費のうち 産業医学助成費補助金（産業医養成施設整備費に限る。）		雇用勘定	（項）雇用安定等事業費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設費

丁号　国庫債務負担行為補正

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
大蔵省	造幣局	施設整備	2,842,469	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	造幣局の施設の整備には、多くの日数を要するため
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	特定施設整備				
		既定	127,275,290	平成5年度	平成5年度以降4箇年度以内	
		追加	32,304,702	同	平成5年度以降3箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎その他の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	159,579,992	—	—	
文部省	国立学校	施設整備				
		既定	68,646,876	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追加	41,200,000	同	平成5年度及び平成6年度	国立学校及び研究所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	109,846,876	—	—	
厚生省	国立病院 病院勘定	国立病院特別施設整備				
		既定	40,000,715	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	12,876,719	同	同	国立病院の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	52,877,434	—	—	

	療養所勘定	施設整備				
		既定	3,090,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	1,783,960	同	同	国立療養所中部病院の施設の整備には、多くの日数を要するため
		改定	4,873,960	—	—	
		国立療養所特別施設整備				
		既定	15,879,638	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	2,060,000	同	同	国立療養所の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	17,939,638	—	—	
農林水産省	国有林野事業					
	治山勘定	直轄治山事業	250,000	平成5年度	平成6年度	野呂川地区ほか4地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
		国有林野内直轄治山事業	1,746,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	青森営林局ほか7営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄地すべり防止事業	270,000	平成5年度	平成6年度	磐井川地区ほか4地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するものがあるため
		治山事業費補助	6,879,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地すべり防止事業費補助	692,000	平成5年度	平成6年度	地すべり防止事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄治山事業	120,000	平成5年度	平成6年度	石狩川地区ほか1地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国有林野内直轄治山事業	840,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	北海道営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道治山事業費補助	784,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島治山事業費補助	120,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		沖縄治山事業費補助	91,000	平成5年度	平成6年度	治山事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	国営土地改良事業	国営かんがい排水事業				
		浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム第五期建設工事	285,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	浅瀬石川農業水利事業二庄内ダムの第五期建設工事には、多くの日数を要するため
		迫川上流(一期)農業水利事業一の堰幹線用水路建設工事	371,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	迫川上流(一期)農業水利事業一の堰幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		胆沢平野農業水利事業寿安上堰用排水路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	胆沢平野農業水利事業寿安上堰用排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		盛岡南部農業水利事業鹿妻本堰用水路第4工区建設工事	150,000	平成5年度	平成6年度	盛岡南部農業水利事業鹿妻本堰用水路第4工区の建設工事には、多くの日数を要するため
		山王海(二期)農業水利事業山王海ダム第2号付替道路第3工区建設工事	150,000	平成5年度	平成6年度	山王海(二期)農業水利事業山王海ダム第2号付替道路第3工区の建設工事には、多くの日数を要するため
		鳴瀬川(一期)農業水利事業二ツ石ダム工事用道路第3工区建設工事	150,000	平成5年度	平成6年度	鳴瀬川(一期)農業水利事業二ツ石ダム工事用道路第3工区の建設工事には、多くの日数を要するため
		鳴瀬川(一期)農業水利事業二ツ石ダム工事用道路第4工区建設工事	150,000	平成5年度	平成6年度	鳴瀬川(一期)農業水利事業二ツ石ダム工事用道路第4工区の建設工事には、多くの日数を要するため
		猿ケ石用水農業水利事業東部幹線用水路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	猿ケ石用水農業水利事業東部幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		猿ケ石用水農業水利事業北部幹線用水路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	猿ケ石用水農業水利事業北部幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		最上川下流農業水利事業右岸幹線用水路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	最上川下流農業水利事業右岸幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		牧之原農業水利事業阪本幹線水路第8工区建設工事	170,000	平成5年度	平成6年度	牧之原農業水利事業阪本幹線水路第8工区の建設工事には、多くの日数を要するため

牧之原農業水利事業相良幹線水路迫廻工区建設工事	120,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	牧之原農業水利事業相良幹線水路迫廻工区の建設工事には、多くの日数を要するため
赤城西麓農業水利事業第1号幹線水路第8工区その5建設工事	150,000	平成5年度	平成6年度	赤城西麓農業水利事業第1号幹線水路第8工区その5の建設工事には、多くの日数を要するため
北総中央農業水利事業2号送水路その37建設工事	215,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	北総中央農業水利事業2号送水路その37の建設工事には、多くの日数を要するため
霞ケ浦用水(二期)農業水利事業新井揚水機場吐水槽建設工事	200,000	平成5年度	平成6年度	霞ケ浦用水(二期)農業水利事業新井揚水機場吐水槽の建設工事には、多くの日数を要するため
西蒲原排水農業水利事業大通川放水路第二期建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	西蒲原排水農業水利事業大通川放水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
阿賀野川右岸農業水利事業新井郷川排水機場受電施設建設工事	150,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	阿賀野川右岸農業水利事業新井郷川排水機場受電施設の建設工事には、多くの日数を要するため
日野川用水(二期)農業水利事業桝谷ダム第5号橋梁基礎工建設工事	500,000	平成5年度	平成6年度	日野川用水(二期)農業水利事業桝谷ダム第5号橋梁基礎工の建設工事には、多くの日数を要するため
豊川総合用水農業水利事業蒲郡調整池第二期建設工事	300,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	豊川総合用水農業水利事業蒲郡調整池の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
尾張西部（特定工事日光川）農業水利事業日光川河口排水機場第五期建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	尾張西部(特定工事日光川)農業水利事業日光川河口排水機場の第五期建設工事には、多くの日数を要するため
南紀用水農業水利事業芳養熊岡揚水機場ポンプ設備建設工事	50,000	平成5年度	平成6年度	南紀用水農業水利事業芳養熊岡揚水機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業2号ファームポンド建設工事	157,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	南予農業水利事業2号ファームポンドの建設工事には、多くの日数を要するため
児島湾周辺農業水利事業丙川排水機場除塵機設備建設工事	69,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	児島湾周辺農業水利事業丙川排水機場除塵機設備の建設工事には、多くの日数を要するため

		道前道後平野（一期）農業水利事業面河ダム管理用道路その２建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	道前道後平野(一期)農業水利事業面河ダム管理用道路その２の建設工事には、多くの日数を要するため
		香川用水農業水利事業東部揚水機場受電施設建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	香川用水農業水利事業東部揚水機場受電施設の建設工事には、多くの日数を要するため
		菊池台地農業水利事業中央管理棟建設工事	100,000	平成５年度	平成５年度及び平成６年度	菊池台地農業水利事業中央管理棟の建設工事には、多くの日数を要するため
		筑後川下流農業水利事業千代田線幹線水路建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	筑後川下流農業水利事業千代田線幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		大野川上流農業水利事業幹線水路杉園工区その３建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	大野川上流農業水利事業幹線水路杉園工区その３の建設工事には、多くの日数を要するため
		筑後川中流農業水利事業大石雲雀幹線用水路建設工事	129,000	平成５年度	平成５年度及び平成６年度	筑後川中流農業水利事業大石雲雀幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		曽於東部農業水利事業中岳ダム付替道路建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	曽於東部農業水利事業中岳ダム付替道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		都城盆地農業水利事業木之川内ダム第２号管理用道路第二期建設工事	100,000	平成５年度	平成５年度及び平成６年度	都城盆地農業水利事業木之川内ダム第２号管理用道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		都城盆地農業水利事業木之川内ダム第５号管理用道路建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	都城盆地農業水利事業木之川内ダム第５号管理用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		曽於南部(一期)農業水利事業野方導水路第二期建設工事	200,000	平成５年度	平成５年度及び平成６年度	曽於南部(一期)農業水利事業野方導水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		曽於南部(一期)農業水利事業野方導水路第三期建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	曽於南部(一期)農業水利事業野方導水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
		上場(二期)農業水利事業藤ノ平ダム工事用道路第二期建設工事	200,000	平成５年度	平成５年度及び平成６年度	上場(二期)農業水利事業藤ノ平ダム工事用道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		上場(二期)農業水利事業藤ノ平ダム工事用道路第三期建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	上場(二期)農業水利事業藤ノ平ダム工事用道路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため

国営総合農地防災事業					
佐賀中部農地防災事業市の江川副幹線用水路建設工事	100,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	佐賀中部農地防災事業市の江川副幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
佐賀中部農地防災事業大井幹線用水路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	佐賀中部農地防災事業大井幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
国営農用地再編開発事業				
苗場農地整備事業下正面工区その1区画整理工事	220,000	平成5年度	平成6年度	苗場農地整備事業下正面工区その1の区画整理工事には、多くの日数を要するため
苗場農地整備事業下原第二工区その1区画整理工事	130,000	平成5年度	平成6年度	苗場農地整備事業下原第二工区その1の区画整理工事には、多くの日数を要するため
母畑開拓建設事業南幹線用水路第8工区建設工事	250,000	平成5年度	平成6年度	母畑開拓建設事業南幹線用水路第8工区の建設工事には、多くの日数を要するため
母畑開拓建設事業北幹線用水路第11工区建設工事	110,000	平成5年度	平成6年度	母畑開拓建設事業北幹線用水路第11工区の建設工事には、多くの日数を要するため
母畑開拓建設事業支線用水路第13工区建設工事	80,000	平成5年度	平成6年度	母畑開拓建設事業支線用水路第13工区の建設工事には、多くの日数を要するため
五戸台地開拓建設事業1号幹線道路その9建設工事	60,000	平成5年度	平成6年度	五戸台地開拓建設事業1号幹線道路その9の建設工事には、多くの日数を要するため
烏海南麓開拓建設事業農地開発小倉山工区造成工事	150,000	平成5年度	平成6年度	烏海南麓開拓建設事業農地開発小倉山工区の造成工事には、多くの日数を要するため
烏海南麓開拓建設事業農地開発山楯工区その6造成工事	100,000	平成5年度	平成6年度	烏海南麓開拓建設事業農地開発山楯工区その6の造成工事には、多くの日数を要するため
嬬恋開拓建設事業嬬恋幹線道路その8建設工事	500,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	嬬恋開拓建設事業嬬恋幹線道路その8の建設工事には、多くの日数を要するため
嬬恋開拓建設事業農地開発大横川1―1団地その3造成工事	370,000	平成5年度	平成6年度	嬬恋開拓建設事業農地開発大横川1―1団地その3の造成工事には、多くの日数を要するため

		嬬恋開拓建設事業農地開発大横川1－1団地その4造成工事	420,000	平成5年度	平成6年度	嬬恋開拓建設事業農地開発大横川1－1団地その4の造成工事には、多くの日数を要するため
		飛騨東部第一開拓建設事業農地開発大西団地その1造成工事	150,000	平成5年度	平成6年度	飛騨東部第一開拓建設事業農地開発大西団地その1の造成工事には、多くの日数を要するため
		飛騨東部第一開拓建設事業農地開発鍛冶ケ洞団地その1造成工事	130,000	平成5年度	平成6年度	飛騨東部第一開拓建設事業農地開発鍛冶ケ洞団地その1の造成工事には、多くの日数を要するため
		飛騨東部第一開拓建設事業農地開発牧戸団地その2造成工事	110,000	平成5年度	平成6年度	飛騨東部第一開拓建設事業農地開発牧戸団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため
		飛騨東部第一開拓建設事業農地開発宮之前団地その5造成工事	110,000	平成5年度	平成6年度	飛騨東部第一開拓建設事業農地開発宮之前団地その5の造成工事には、多くの日数を要するため
		五条吉野開拓建設事業一の木ダム水管理制御施設製作据付建設工事	250,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	五条吉野開拓建設事業一の木ダム水管理制御施設製作据付の建設工事には、多くの日数を要するため
		大和高原北部開拓建設事業都祁第2工区荻第2団地区画整理工事	100,000	平成5年度	平成6年度	大和高原北部開拓建設事業都祁第2工区荻第2団地の区画整理工事には、多くの日数を要するため
		丹後東部開拓建設事業農地開発大野団地その6造成工事	130,000	平成5年度	平成6年度	丹後東部開拓建設事業農地開発大野団地その6の造成工事には、多くの日数を要するため
		横田開拓建設事業1号ファームポンド建設工事	160,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	横田開拓建設事業1号ファームポンドの建設工事には、多くの日数を要するため
		広島中部台地開拓建設事業京丸ダム取水放流設備建設工事	130,000	平成5年度	平成6年度	広島中部台地開拓建設事業京丸ダム取水放流設備の建設工事には、多くの日数を要するため
		肝属南部開拓建設事業11号支線道路建設工事	300,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	肝属南部開拓建設事業11号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため

		北海道国営かんがい排水事業				
		雨竜川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第３工区建設工事	460,000	平成５年度	平成６年度	雨竜川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第３工区の建設工事には、多くの日数を要するため
		北空知農業水利事業深川幹線用水路第二期建設工事	330,000	平成５年度	平成５年度及び平成６年度	北空知農業水利事業深川幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		北空知農業水利事業赤川幹線排水路第二期建設工事	250,000	平成５年度	平成６年度	北空知農業水利事業赤川幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		北空知農業水利事業空知幹線用水路第四期建設工事	210,000	平成５年度	平成６年度	北空知農業水利事業空知幹線用水路の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
		音江山農業水利事業音江幹線用水路建設工事	150,000	平成５年度	平成６年度	音江山農業水利事業音江幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		空知中央農業水利事業三笠揚水機場建設工事	364,000	平成５年度	平成５年度及び平成６年度	空知中央農業水利事業三笠揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
		空知中央農業水利事業三笠揚水機場ポンプ設備建設工事	300,000	平成５年度	平成６年度	空知中央農業水利事業三笠揚水機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
		空知中央農業水利事業光珠内調整池第六期その１建設工事	200,000	平成５年度	平成６年度	空知中央農業水利事業光珠内調整池の第六期その１建設工事には、多くの日数を要するため
		空知中央農業水利事業光珠内調整池第六期その２建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	空知中央農業水利事業光珠内調整池の第六期その２建設工事には、多くの日数を要するため
		空知中央農業水利事業クラマナイ排水路建設工事	150,000	平成５年度	平成６年度	空知中央農業水利事業クラマナイ排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		高岡シップ農業水利事業春別幹線用水路隧道建設工事	190,000	平成５年度	平成６年度	高岡シップ農業水利事業春別幹線用水路隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
		道央農業水利事業岩内幹線用水路建設工事	150,000	平成５年度	平成６年度	道央農業水利事業岩内幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため

		道央農業水利事業栗山幹線用水路第二期建設工事	150,000	平成5年度	平成6年度	道央農業水利事業栗山幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		道央農業水利事業長沼幹線用水路第二期建設工事	150,000	平成5年度	平成6年度	道央農業水利事業長沼幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		道央農業水利事業西1線排水路第二期建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	道央農業水利事業西1線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		篠津中央農業水利事業中小屋幹線用水路その1建設工事	230,000	平成5年度	平成6年度	篠津中央農業水利事業中小屋幹線用水路その1の建設工事には、多くの日数を要するため
		篠津中央農業水利事業中小屋幹線用水路その2建設工事	230,000	平成5年度	平成6年度	篠津中央農業水利事業中小屋幹線用水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
		篠津中央農業水利事業八幡幹線用水路建設工事	230,000	平成5年度	平成6年度	篠津中央農業水利事業八幡幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		ネシコシ農業水利事業中央長都排水機場ポンプ設備建設工事	120,000	平成5年度	平成6年度	ネシコシ農業水利事業中央長都排水機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
		樺戸農業水利事業浦臼排水機場その1建設工事	660,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	樺戸農業水利事業浦臼排水機場その1の建設工事には、多くの日数を要するため
		樺戸農業水利事業浦臼排水機場その2建設工事	80,000	平成5年度	平成6年度	樺戸農業水利事業浦臼排水機場その2の建設工事には、多くの日数を要するため
		樺戸(二期)農業水利事業下徳富第2排水機場建設工事	60,000	平成5年度	平成6年度	樺戸(二期)農業水利事業下徳富第2排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
		樺戸(二期)農業水利事業新十津川ダム工事用道路建設工事	60,000	平成5年度	平成6年度	樺戸(二期)農業水利事業新十津川ダム工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		新雨竜(一期)農業水利事業雨竜幹線用水路建設工事	230,000	平成5年度	平成6年度	新雨竜(一期)農業水利事業雨竜幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		共和農業水利事業リヤムナイファームポンド建設工事	200,000	平成5年度	平成6年度	共和農業水利事業リヤムナイファームポンドの建設工事には、多くの日数を要するため

共和農業水利事業共和用水路建設工事	130,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	共和農業水利事業共和用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
北後志農業水利事業落合ダム工事用道路第二期建設工事	300,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	北後志農業水利事業落合ダム工事用道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
北後志農業水利事業落合ダム付替道路第二期建設工事	50,000	平成5年度	平成6年度	北後志農業水利事業落合ダム付替道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
北後志農業水利事業日の出ファームポンド建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	北後志農業水利事業日の出ファームポンドの建設工事には、多くの日数を要するため
厚沢部川農業水利事業鶉ダム第六期建設工事	1,000,000	平成5年度	平成6年度	厚沢部川農業水利事業鶉ダムの第六期建設工事には、多くの日数を要するため
早来農業水利事業瑞穂ダム第四期建設工事	150,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	早来農業水利事業瑞穂ダムの第四期建設工事には、多くの日数を要するため
大原農業水利事業大原調整池建設工事	300,000	平成5年度	平成6年度	大原農業水利事業大原調整池の建設工事には、多くの日数を要するため
安平川(一期)農業水利事業安平ダム付替道路第二期建設工事	70,000	平成5年度	平成6年度	安平川(一期)農業水利事業安平ダム付替道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
新富農業水利事業新富排水路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	新富農業水利事業新富排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
共栄近文農業水利事業丸山調整池第二期建設工事	400,000	平成5年度	平成6年度	共栄近文農業水利事業丸山調整池の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
共栄近文農業水利事業幹線導水路建設工事	120,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	共栄近文農業水利事業幹線導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
神居農業水利事業神居幹線用水路建設工事	200,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	神居農業水利事業神居幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
神居農業水利事業神居導水路第4工区建設工事	180,000	平成5年度	平成6年度	神居農業水利事業神居導水路第4工区の建設工事には、多くの日数を要するため
神居農業水利事業神居ダム管理施設建設工事	90,000	平成5年度	平成6年度	神居農業水利事業神居ダム管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため

		フラヌイ農業水利事業西部幹線用水路隧道第二期その１建設工事	170,000	平成５年度	平成６年度	フラヌイ農業水利事業西部幹線用水路隧道の第二期その１建設工事には、多くの日数を要するため
		フラヌイ農業水利事業西部幹線用水路隧道第二期その２建設工事	180,000	平成５年度	平成６年度	フラヌイ農業水利事業西部幹線用水路隧道の第二期その２建設工事には、多くの日数を要するため
		苫前農業水利事業豊浦排水路建設工事	250,000	平成５年度	平成６年度	苫前農業水利事業豊浦排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		苫前(二期)農業水利事業苫前ダム第二期建設工事	300,000	平成５年度	平成５年度及び平成６年度	苫前(二期)農業水利事業苫前ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		頓別川農業水利事業エボト排水路建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	頓別川農業水利事業エボト排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		歌登中央(一期)農業水利事業歌登ダム工事用道路建設工事	50,000	平成５年度	平成６年度	歌登中央(一期)農業水利事業歌登ダム工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		女満別農業水利事業大東幹線用水路建設工事	150,000	平成５年度	平成６年度	女満別農業水利事業大東幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		雄武中央(一期)農業水利事業雄武ダム工事用道路建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	雄武中央(一期)農業水利事業雄武ダム工事用道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		雄武中央(一期)農業水利事業雄武ダム付替道路第二期建設工事	150,000	平成５年度	平成６年度	雄武中央(一期)農業水利事業雄武ダム付替道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		武勇農業水利事業武勇幹線排水路第二期建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	武勇農業水利事業武勇幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		上湧別農業水利事業第２号送水路第二期建設工事	110,000	平成５年度	平成６年度	上湧別農業水利事業第２号送水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		美咲農業水利事業南１号排水路建設工事	80,000	平成５年度	平成６年度	美咲農業水利事業南１号排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		芽室農業水利事業栄送水幹線用水路第二期建設工事	200,000	平成５年度	平成６年度	芽室農業水利事業栄送水幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため

		芽室農業水利事業美生送水幹線用水路第三期建設工事	200,000	平成5年度	平成6年度	芽室農業水利事業美生送水幹線用水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
		芽室農業水利事業美生ダム第二期建設工事	200,000	平成5年度	平成6年度	芽室農業水利事業美生ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		芽室農業水利事業美生ダム取水設備第三期建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	芽室農業水利事業美生ダム取水設備の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
		桜木農業水利事業途別排水路第四期建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	桜木農業水利事業途別排水路の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
		十勝川左岸農業水利事業中熊牛第1用水路第三期その1建設工事	150,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	十勝川左岸農業水利事業中熊牛第1用水路の第三期その1建設工事には、多くの日数を要するため
		十勝川左岸農業水利事業中熊牛第1用水路第三期その2建設工事	210,000	平成5年度	平成6年度	十勝川左岸農業水利事業中熊牛第1用水路の第三期その2建設工事には、多くの日数を要するため
		十勝川左岸農業水利事業中熊牛第3用水路建設工事	90,000	平成5年度	平成6年度	十勝川左岸農業水利事業中熊牛第3用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		札内川第一（一期）農業水利事業上札内排水路第三期建設工事	230,000	平成5年度	平成6年度	札内川第一（一期）農業水利事業上札内排水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
		佐幌農業水利事業トンビ排水路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	佐幌農業水利事業トンビ排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		広野農業水利事業東広野排水路建設工事	150,000	平成5年度	平成6年度	広野農業水利事業東広野排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		大和農業水利事業萌和排水路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	大和農業水利事業萌和排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		上幌呂農業水利事業茂幌呂排水路建設工事	120,000	平成5年度	平成6年度	上幌呂農業水利事業茂幌呂排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		西尾幌農業水利事業ポン尾幌排水路建設工事	80,000	平成5年度	平成6年度	西尾幌農業水利事業ポン尾幌排水路の建設工事には、多くの日数を要するため

		畑地帯総合土地改良パイロット事業				
		駒ケ岳農業水利事業駒ケ岳ダム建設工事	50,000	平成5年度	平成6年度	駒ケ岳農業水利事業駒ケ岳ダムの建設工事には、多くの日数を要するため
		しろがね農業水利事業農地開発その14造成工事	220,000	平成5年度	平成6年度	しろがね農業水利事業農地開発その14の造成工事には、多くの日数を要するため
		しろがね農業水利事業農地開発その15造成工事	200,000	平成5年度	平成6年度	しろがね農業水利事業農地開発その15の造成工事には、多くの日数を要するため
		しろがね農業水利事業農地開発その16造成工事	180,000	平成5年度	平成6年度	しろがね農業水利事業農地開発その16の造成工事には、多くの日数を要するため
		しろがね農業水利事業上南送水幹線用水路第二期その1建設工事	160,000	平成5年度	平成6年度	しろがね農業水利事業上南送水幹線用水路の第二期その1建設工事には、多くの日数を要するため
		しろがね農業水利事業上南送水幹線用水路第二期その2建設工事	140,000	平成5年度	平成6年度	しろがね農業水利事業上南送水幹線用水路の第二期その2建設工事には、多くの日数を要するため
		しろがね農業水利事業草分支線道路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	しろがね農業水利事業草分支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		西網走農業水利事業卯原内ダム第六期建設工事	350,000	平成5年度	平成6年度	西網走農業水利事業卯原内ダムの第六期建設工事には、多くの日数を要するため
		斜網西部農業水利事業緑ダム第二期建設工事	1,500,000	平成5年度	平成6年度	斜網西部農業水利事業緑ダムの第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		斜網西部農業水利事業斜網送水幹線用水路建設工事	270,000	平成5年度	平成6年度	斜網西部農業水利事業斜網送水幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		斜網西部農業水利事業小清水送水幹線用水路建設工事	250,000	平成5年度	平成6年度	斜網西部農業水利事業小清水送水幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		御影農業水利事業第3号道路建設工事	130,000	平成5年度	平成6年度	御影農業水利事業第3号道路の建設工事には、多くの日数を要するため

		御影農業水利事業第24号道路第二期建設工事	50,000	平成5年度	平成6年度	御影農業水利事業第24号道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		御影農業水利事業第30号道路第二期建設工事	80,000	平成5年度	平成6年度	御影農業水利事業第30号道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		御影農業水利事業農地開発その8造成工事	70,000	平成5年度	平成6年度	御影農業水利事業農地開発その8の造成工事には、多くの日数を要するため
		北海道国営農用地再編開発事業				
		南幌加内開拓建設事業農地開発その6造成工事	60,000	平成5年度	平成6年度	南幌加内開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため
		南幌加内開拓建設事業弥運内開拓川排水路建設工事	40,000	平成5年度	平成6年度	南幌加内開拓建設事業弥運内開拓川排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		北雨開拓建設事業第1号幹線道路その2建設工事	200,000	平成5年度	平成6年度	北雨開拓建設事業第1号幹線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
		栗沢東部開拓建設事業農地開発その8造成工事	200,000	平成5年度	平成6年度	栗沢東部開拓建設事業農地開発その8の造成工事には、多くの日数を要するため
		羊蹄北部開拓建設事業農地開発その10造成工事	160,000	平成5年度	平成6年度	羊蹄北部開拓建設事業農地開発その10の造成工事には、多くの日数を要するため
		仁木開拓建設事業第7号幹線道路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	仁木開拓建設事業第7号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		五厘沢開拓建設事業第20号支線道路建設工事	50,000	平成5年度	平成6年度	五厘沢開拓建設事業第20号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		七飯開拓建設事業農地開発その8造成工事	100,000	平成5年度	平成6年度	七飯開拓建設事業農地開発その8の造成工事には、多くの日数を要するため
		八雲開拓建設事業農地開発その5造成工事	100,000	平成5年度	平成6年度	八雲開拓建設事業農地開発その5の造成工事には、多くの日数を要するため
		春日開拓建設事業農地開発その6造成工事	80,000	平成5年度	平成6年度	春日開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため

		春日開拓建設事業第２号幹線道路その２建設工事	70,000	平成５年度	平成６年度	春日開拓建設事業第２号幹線道路その２の建設工事には、多くの日数を要するため
		大壮開拓建設事業農地開発その９造成工事	190,000	平成５年度	平成６年度	大壮開拓建設事業農地開発その９の造成工事には、多くの日数を要するため
		大壮開拓建設事業農地開発その10造成工事	70,000	平成５年度	平成６年度	大壮開拓建設事業農地開発その10の造成工事には、多くの日数を要するため
		剣淵東部開拓建設事業農地開発その13造成工事	190,000	平成５年度	平成６年度	剣淵東部開拓建設事業農地開発その13の造成工事には、多くの日数を要するため
		美瑛東部開拓建設事業農地開発その５造成工事	110,000	平成５年度	平成６年度	美瑛東部開拓建設事業農地開発その５の造成工事には、多くの日数を要するため
		富良野東部開拓建設事業農地開発その６造成工事	150,000	平成５年度	平成６年度	富良野東部開拓建設事業農地開発その６の造成工事には、多くの日数を要するため
		富良野東部開拓建設事業第１号幹線道路建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	富良野東部開拓建設事業第１号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		サロベツ第１開拓建設事業第１号幹線明渠排水路建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	サロベツ第１開拓建設事業第１号幹線明渠排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		天塩高台開拓建設事業草地開発その１造成工事	60,000	平成５年度	平成６年度	天塩高台開拓建設事業草地開発その１の造成工事には、多くの日数を要するため
		幌延開拓建設事業草地開発その３造成工事	130,000	平成５年度	平成６年度	幌延開拓建設事業草地開発その３の造成工事には、多くの日数を要するため
		猿払中央開拓建設事業第１号幹線道路その２建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	猿払中央開拓建設事業第１号幹線道路その２の建設工事には、多くの日数を要するため
		枝幸南部開拓建設事業第３号支線道路建設工事	50,000	平成５年度	平成６年度	枝幸南部開拓建設事業第３号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		枝幸南部開拓建設事業第４号幹線道路建設工事	50,000	平成５年度	平成６年度	枝幸南部開拓建設事業第４号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため

浜頓別開拓建設事業第２号支線道路建設工事	140,000	平成５年度	平成６年度	浜頓別開拓建設事業第２号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
浜頓別開拓建設事業農地開発その６造成工事	50,000	平成５年度	平成６年度	浜頓別開拓建設事業農地開発その６の造成工事には、多くの日数を要するため
東豊富開拓建設事業幌加川幹線明渠排水路建設工事	150,000	平成５年度	平成６年度	東豊富開拓建設事業幌加川幹線明渠排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
南天北開拓建設事業草地開発その２造成工事	200,000	平成５年度	平成６年度	南天北開拓建設事業草地開発その２の造成工事には、多くの日数を要するため
滝上開拓建設事業第１ファームポンド建設工事	100,000	平成５年度	平成６年度	滝上開拓建設事業第１ファームポンドの建設工事には、多くの日数を要するため
パナクシュベツ開拓建設事業農地開発その８造成工事	100,000	平成５年度	平成６年度	パナクシュベツ開拓建設事業農地開発その８の造成工事には、多くの日数を要するため
豊北開拓建設事業農地開発その７造成工事	50,000	平成５年度	平成６年度	豊北開拓建設事業農地開発その７の造成工事には、多くの日数を要するため
千草開拓建設事業千草排水路建設工事	200,000	平成５年度	平成６年度	千草開拓建設事業千草排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
千草開拓建設事業農地開発その８造成工事	150,000	平成５年度	平成６年度	千草開拓建設事業農地開発その８の造成工事には、多くの日数を要するため
北雄武開拓建設事業草地開発その６造成工事	100,000	平成５年度	平成６年度	北雄武開拓建設事業草地開発その６の造成工事には、多くの日数を要するため
常盤開拓建設事業オカノ排水路建設工事	250,000	平成５年度	平成６年度	常盤開拓建設事業オカノ排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
稲穂開拓建設事業農地開発その８造成工事	100,000	平成５年度	平成６年度	稲穂開拓建設事業農地開発その８の造成工事には、多くの日数を要するため
稲穂開拓建設事業第４号支線道路その２建設工事	50,000	平成５年度	平成６年度	稲穂開拓建設事業第４号支線道路その２の建設工事には、多くの日数を要するため
新生開拓建設事業区画整理工事	50,000	平成５年度	平成６年度	新生開拓建設事業の区画整理工事には、多くの日数を要するため

		西別開拓建設事業第4号幹線道路建設工事	60,000	平成5年度	平成6年度	西別開拓建設事業第4号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		西別開拓建設事業農地開発その7造成工事	50,000	平成5年度	平成6年度	西別開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
		磯分内開拓建設事業第4号幹線道路建設工事	150,000	平成5年度	平成6年度	磯分内開拓建設事業第4号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		標茶西部開拓建設事業第4号支線道路その2建設工事	70,000	平成5年度	平成6年度	標茶西部開拓建設事業第4号支線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
		阿寒東部開拓建設事業第1号幹線道路建設工事	100,000	平成5年度	平成6年度	阿寒東部開拓建設事業第1号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		トリトウシ開拓建設事業農地開発その2造成工事	50,000	平成5年度	平成6年度	トリトウシ開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
		萩野開拓建設事業農地開発その2造成工事	50,000	平成5年度	平成6年度	萩野開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
運輸省	港湾整備					
	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業				
		既定	10,156,830	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	13,105,046	同	同	新潟港ほか27港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	23,261,876	—	—	
		港湾改修事業費補助				
		既定	8,428,160	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追加	6,288,380	同	平成5年度以降5箇年度以内	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	14,716,540	—	—	
		港湾環境整備事業費補助				

		既　定	702,460	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	1,033,000	同	同	港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	1,735,460	—	—	
		北海道直轄港湾改修事業	9,683,200	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	室蘭港ほか21港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		離島直轄港湾改修事業	329,600	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	郷ノ浦港の改修工事には、多くの日数を要するため
		離島港湾改修事業費補助	2,209,260	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄港湾改修事業				
		既　定	1,442,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	859,600	同	同	那覇港ほか2港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	2,301,600	—	—	
		沖縄港湾改修事業費補助	1,832,040	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事				
		既　定	16,979,550	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	156,340	同	平成5年度及び平成6年度	名古屋港管理組合等からの委託に係る名古屋港等の岸壁の改修工事には、多くの日数を要するため
		改　定	17,135,890	—	—	
	空港整備	空港整備				
		既　定	28,592,800	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	

		追加	342,186,000	同	平成5年度以降5箇年度以内	大阪国際空港ほか2空港及び美保飛行場の整備並びに東京国際空港の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	370,778,800	—	—	
		空港整備事業費補助				
		既定	307,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	260,000	同	平成6年度	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	567,000	—	—	
		北海道空港整備				
		既定	1,431,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	201,000	同	平成6年度	釧路空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	1,632,000	—	—	
		北海道空港整備事業費補助	604,000	平成5年度	平成6年度	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島空港整備事業費補助	160,000	平成5年度	平成6年度	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄空港整備事業費補助	90,000	平成5年度	平成6年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
郵政省	郵政事業	機械器具整備				
		既定	9,925,334	平成5年度	平成6年度	
		追加	1,371,183	同	同	機械器具のうちデータ管理機の整備には、その製作に多くの日数を要するものがあるため
		改定	11,296,517	—	—	
		局舎等施設整備				
		既定	126,174,894	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	

		追加	15,367,889	同	同	局舎その他施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	141,542,783	—	—	
	簡易生命保険	簡易保険福祉事業団出資				
		既定	18,933,719	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	11,283,618	同	同	簡易保険福祉事業団における施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		改定	30,217,337	—	—	
労働省	労働保険					
	労災勘定	庁舎施設整備	499,857	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	福岡中央労働基準監督署の庁舎の建設には、多くの日数を要するため
		産業医養成施設整備費補助				
		既定	555,200	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	1,287,570	同	同	産業医養成施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	1,842,770	—	—	
		労働福祉事業団出資				
		既定	18,768,952	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	8,705,830	同	同	労働福祉事業団における労災病院施設及びリハビリテーション学院施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		改定	27,474,782	—	—	
	雇用勘定	雇用促進事業団出資				
		既定	42,493,394	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	

		追加	15,273,036	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	雇用促進事業団における移転就職者用宿舎施設及び生涯能力開発センター施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
		改定	57,766,430	—	—	
建設省	道路整備	直轄道路新設及び改築事業				
		既定	314,780,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追加	96,953,000	同	同	一般国道静岡1号岳美高架橋ほか191箇所の新設及び改築工事並びに一般国道静岡1号ほか31箇所の新設及び改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	411,733,000	—	—	
		直轄道路共同溝事業				
		既定	21,442,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追加	9,000,000	同	平成5年度及び平成6年度	一般国道神奈川1号共同溝ほか15箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	30,442,000	—	—	
		直轄道路修繕事業				
		既定	15,051,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	10,720,000	同	同	一般国道青森4号平内修繕ほか97箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		改定	25,771,000	—	—	
		一般国道改修費補助				
		既定	42,565,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追加	34,477,000	同	同	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	77,042,000	—	—	
		地方道改修費補助				
		既定	24,864,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	

		追　加	38,101,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	62,965,000	—	—	
		直轄道路交通安全施設等整備事業				
		既　定	13,805,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追　加	4,192,000	同	同	一般国道茨城6号高萩自転車歩行者道ほか9箇所の交通安全施設等整備工事及び一般国道埼玉4号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	17,997,000	—	—	
		交通安全施設等整備事業費補助				
		既　定	6,520,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追　加	198,000	同	同	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	6,718,000	—	—	
		北海道直轄道路新設及び改築事業				
		既　定	27,490,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追　加	52,720,000	同	同	一般国道5号昭和高架橋ほか102箇所及び道道白川美唄線倉沼川橋（その2）ほか20箇所の新設及び改築工事並びに一般国道5号ほか4箇所の改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	80,210,000	—	—	
		北海道直轄道路修繕事業				
		既　定	2,240,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	4,440,000	同	同	一般国道5号上目名修繕ほか34箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		改　定	6,680,000	—	—	
		北海道地方道改修費補助				

		既定	1,023,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追加	7,600,000	同	同	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	8,623,000	—	—	
		土地区画整理事業費補助				
		既定	10,300,000	平成5年度	平成6年度以降4箇年度以内	
		追加	6,229,000	同	同	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	16,529,000	—	—	
		街路事業費補助				
		既定	28,070,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追加	31,573,500	同	同	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	59,643,500	—	—	
		北海道土地区画整理事業費補助	419,000	平成5年度	平成6年度	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道街路事業費補助	4,045,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島道路事業費補助				
		既定	3,182,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追加	4,334,000	同	同	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	7,516,000	—	—	
		離島街路事業費補助	110,000	平成5年度	平成6年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		沖縄直轄道路新設及び改築事業	2,650,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	一般国道506号南風原高架橋ほか1箇所の新設及び改築工事並びに一般国道506号の新設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄直轄道路修繕事業	160,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	一般国道329号小那覇修繕ほか1箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		沖縄一般国道改修費補助	216,000	平成5年度	平成6年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄地方道改修費補助				
		既定	1,575,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追加	1,353,000	同	平成6年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	2,928,000	—	—	
		沖縄街路事業費補助	366,000	平成5年度	平成6年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改築附帯工事				
		既定	38,821,700	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追加	9,120,000	同	平成5年度及び平成6年度	公益事業者の負担に係る一般国道神奈川1号共同溝ほか15箇所の共同溝附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	47,941,700	—	—	
	治水					
	治水勘定	直轄河川改修事業				
		既定	109,021,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追加	36,105,000	同	同	阿武隈川ほか67河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに阿武隈川ほか36河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	145,126,000	—	—	
		直轄河川環境整備事業				

		既　定	1,470,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	2,507,000	同	平成5年度以降5箇年度以内	名取川ほか9河川の浄化事業及び阿武隈川ほか9河川の河道整備事業並びに大和川の浄化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	3,977,000	—	—	
		河川改修費補助				
		既　定	8,106,750	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追　加	12,201,407	同	同	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	20,308,157	—	—	
		都市河川改修費補助				
		既　定	21,881,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追　加	18,527,200	同	同	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	40,408,200	—	—	
		準用河川改修費補助	502,000	平成5年度	平成6年度以降4箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄河川改修事業				
		既　定	4,751,000	平成5年度	平成5年度以降4箇年度以内	
		追　加	8,173,000	同	平成5年度及び平成6年度	石狩川ほか8河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	12,924,000	—	—	
		北海道直轄河川環境整備事業	561,000	平成5年度	平成6年度	石狩川の浄化事業及び石狩川ほか4河川の河道整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道河川改修費補助				
		既　定	220,000	平成5年度	平成6年度以降4箇年度以内	

		追　加	2,297,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	2,517,000	—	—	
		北海道都市河川改修費補助	430,000	平成5年度	平成6年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島河川改修費補助	170,000	平成5年度	平成6年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄河川改修費補助				
		既　定	2,937,600	平成5年度	平成6年度以降4箇年度以内	
		追　加	414,000	同	平成5年度及び平成6年度	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	3,351,600	—	—	
		直轄河川総合開発事業	700,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	白川立野ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄流況調整河川事業				
		既　定	26,254,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	3,150,000	同	平成5年度及び平成6年度	利根川広域導水路ほか2導水路の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	29,404,000	—	—	
		河川総合開発事業費補助				
		既　定	7,001,000	平成5年度	平成6年度以降4箇年度以内	
		追　加	4,082,484	同	平成6年度及び平成7年度	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	11,083,484	—	—	
		治水ダム建設事業費補助				

		既定	2,350,000	平成5年度	平成6年度以降4箇年度以内	
		追加	1,345,000	同	平成6年度	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	3,695,000	—	—	
		北海道河川総合開発事業費補助	400,214	平成5年度	平成6年度	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道治水ダム建設事業費補助	44,000	平成5年度	平成6年度	治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島河川総合開発事業費補助	146,000	平成5年度	平成6年度	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄砂防事業				
		既定	22,147,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追加	5,482,000	同	同	最上川水系ほか20水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事並びに阿武隈川水系ほか5水系の砂防事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	27,629,000	—	—	
		直轄地すべり対策事業				
		既定	1,450,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追加	590,000	同	平成5年度及び平成6年度	最上川平根地区ほか3地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改定	2,040,000	—	—	
		砂防事業費補助				
		既定	2,235,150	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追加	7,886,395	同	同	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改定	10,121,545	—	—	

		地すべり対策事業費補助				
		既　定	325,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	1,366,900	同	同	地すべり対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改　定	1,691,900	—	—	
		北海道直轄砂防事業				
		既　定	440,000	平成5年度	平成6年度以降4箇年度以内	
		追　加	500,800	同	平成5年度以降5箇年度以内	石狩川水系ほか1水系の砂防工事及び石狩川水系の砂防事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	940,800	—	—	
		北海道砂防事業費補助	733,425	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道地すべり対策事業費補助	35,000	平成5年度	平成6年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島砂防事業費補助	471,500	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業				
		紀の川大滝ダム建設工事				
		既　定	4,010,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	1,400,000	同	平成5年度及び平成6年度	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	5,410,000	—	—	
		球磨川川辺川ダム建設工事				

		既　定	2,380,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	1,691,915	同	同	球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	4,071,915	—	—	
		菊池川竜門ダム建設工事				
		既　定	11,174,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	725,000	同	平成5年度及び平成6年度	菊池川竜門ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	11,899,000	—	—	
		相模川宮ケ瀬ダム建設工事				
		既　定	9,857,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	1,200,000	同	平成5年度及び平成6年度	相模川宮ケ瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	11,057,000	—	—	
		阿武隈川三春ダム建設工事				
		既　定	1,890,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	1,900,000	同	同	阿武隈川三春ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	3,790,000	—	—	
		芦田川八田原ダム建設工事				
		既　定	3,591,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	1,300,000	同	同	芦田川八田原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	4,891,000	—	—	

		太田川温井ダム建設工事				
		既　定	7,045,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	1,100,000	同	平成5年度及び平成6年度	太田川温井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	8,145,000	—	—	
		荒川荒川調節池総合開発建設工事				
		既　定	1,488,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	900,000	同	同	荒川荒川調節池総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	2,388,000	—	—	
		渡川中筋川総合開発建設工事				
		既　定	2,260,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	800,000	同	同	渡川中筋川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	3,060,000	—	—	
		最上川長井ダム建設工事				
		既　定	2,620,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	600,000	同	平成5年度及び平成6年度	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		改　定	3,220,000	—	—	
		神戸川志津見ダム建設工事	300,000	平成5年度	平成6年度	神戸川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		紀の川紀の川大堰建設工事				
		既　定	3,880,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	

		追　加	600,000	同	平成5年度及び平成6年度	紀の川紀の川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	4,480,000	—	—	
		天竜川三峰川総合開発建設工事				
		既　定	400,000	平成5年度	平成6年度及び平成7年度	
		追　加	400,000	同	平成6年度	天竜川三峰川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	800,000	—	—	
		淀川丹生ダム建設工事				
		既　定	3,200,000	平成5年度	平成6年度以降4箇年度以内	
		追　加	1,000,000	同	平成6年度及び平成7年度	淀川丹生ダムの建設に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
		改　定	4,200,000	—	—	
		荒川横川ダム建設工事				
		既　定	2,200,000	平成5年度	平成5年度以降4箇年度以内	
		追　加	500,000	同	平成6年度	荒川横川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	2,700,000	—	—	
		九頭竜川鳴鹿大堰建設工事				
		既　定	14,025,000	平成5年度	平成5年度以降4箇年度以内	
		追　加	200,000	同	平成5年度及び平成6年度	九頭竜川鳴鹿大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		改　定	14,225,000	—	—	
		北海道多目的ダム建設事業				
		沙流川総合開発建設工事				
		既　定	3,144,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	

		追　加	880,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	沙流川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	4,024,000	—	—	
		石狩川滝里ダム建設工事				
		既　定	5,250,000	平成5年度	平成5年度及び平成6年度	
		追　加	400,000	同	平成6年度	石狩川滝里ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	5,650,000	—	—	
		石狩川忠別ダム建設工事				
		既　定	10,000,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	440,000	同	平成6年度	石狩川忠別ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		改　定	10,440,000	—	—	
		十勝川札内川ダム建設工事				
		既　定	8,355,000	平成5年度	平成5年度以降3箇年度以内	
		追　加	490,000	同	平成6年度	十勝川札内川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	8,845,000	—	—	
		留萌川留萌ダム建設工事	220,000	平成5年度	平成6年度	留萌川留萌ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		沖縄多目的ダム建設事業				
		羽地大川羽地ダム建設工事				
		既　定	5,300,000	平成5年度	平成5年度以降5箇年度以内	
		追　加	200,000	同	平成5年度及び平成6年度	羽地大川羽地ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		改　定	5,500,000	—	—	

平成五年度特別会計補正予算（特第1号）に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正に関連して、国立学校特別会計、道路整備特別会計等十九特別会計について所要の補正措置を講ずるものである。

なお、造幣局特別会計等十三特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　造幣局特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	二七、九四二	二七、九四二
補正	七三、三六五	七三、三六五
追加	七三、三六五	七三、三六五
修正減少	○	○
計	一〇一、三〇八	一〇一、三〇八

2　産業投資特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
産業投資勘定		
当初	五八、九八九	五八、九八九
補正	一六、五三一	一六、五三一
追加	一六、五三一	一六、五三一
修正減少	○	○
計	七五、五二〇	七五、五二〇

3　特定国有財産整備特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	一八七、六六四	一八七、六六四
補正	二四、〇七九	二四、〇七九
追加	二四、〇七九	二四、〇七九
修正減少	○	○
計	二一一、七四二	二一一、七四二

4　国立学校特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	二、三五一、七六三	二、三五一、七六三
補正	二一六、五〇〇	二一六、五〇〇
追加	二一六、五〇〇	二一六、五〇〇
修正減少	○	○
計	二、五六八、二六三	二、五六八、二六三

5　国立病院特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1)　病院勘定		
当初	五六一、四四六	五六一、四四六
補正	三四、五一二	三四、五一二
追加	三四、五一二	三四、五一二
修正減少	○	○
計	五九五、九五八	五九五、九五八
(2)　療養所勘定		
当初	四三三、二九八	四三三、二九八
補正	一八、六三三	一八、六三三
追加	一八、六三三	一八、六三三
修正減少	○	○
計	四五一、九三二	四五一、九三二

6　国有林野事業特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1)　国有林野事業勘定		
当初	六〇九、七六四	六〇九、七六四
補正	一二、〇五九	一二、〇五九
追加	一二、〇五九	一二、〇五九
修正減少	○	○
計	六二一、八二三	六二一、八二三

(2) 治山勘定

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	一九三、〇二五	一九三、〇二五
補正		
追加	二六、二八一	二六、二八一
修正減少	二六、二八一	二六、二八一
	○	○
計	二一九、三〇六	二一九、三〇六

7 空港整備特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	五二八、三六二	五二八、三六二
補正		
追加	七一、三六三	七一、三六三
修正減少	七一、三六三	七一、三六三
	○	○
計	五九九、七二四	五九九、七二四

8 道路整備特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	三、七八七、二四二	三、七八七、二四二
補正		
追加	四二九、二四一	四二九、二四一
修正減少	四二九、二四一	四二九、二四一
	○	○
計	四、二一六、四八三	四、二一六、四八三

9 治水特別会計

(1) 治水勘定

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	一、三一九、七八二	一、三一九、七八二
補正		
追加	一四七、七三一	一四七、七三一
修正減少	一四七、七三一	一四七、七三一
	○	○
計	一、四六七、五一三	一、四六七、五一三

(2) 特定多目的ダム建設工事勘定

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	二五六、六九五	二五六、六九五
補正		
追加	四三、一六九	四三、一六九
修正減少	四三、一六九	四三、一六九
	○	○
計	二九九、八六四	二九九、八六四

以上のほかに、国債整理基金特別会計、厚生保険特別会計、国民年金特別会計、国営土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計、郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計、労働保険特別会計及び都市開発資金融通特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

また、公共事業等について国庫債務負担行為の追加を行うのは、造幣局特別会計、特定国有財産整備特別会計、国立学校特別会計、国立病院特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計、郵政事業特別会計、簡易生命保険特別会計、労働保険特別会計、道路整備特別会計及び治水特別会計である。

二　補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年五月二十六日

衆議院議長　櫻内　義雄殿

予算委員長　粕谷　茂

平成五年度政府関係機関補正予算（機第1号）

右

国会に提出する。

平成五年五月十四日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

平成５年度政府関係機関補正予算
予算総則補正

第１条　次に掲げる各政府関係機関の平成５年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

国民金融公庫
住宅金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫
中小企業信用保険公庫
環境衛生金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本開発銀行

第２条　平成５年度政府関係機関予算総則第２条第１項の各公庫の借入金等の限度額の表中

「

国民金融公庫	借入金	2,715,300,000千円

」

を

「

国民金融公庫	借入金	3,171,600,000千円

」

に、

「

住宅金融公庫	政府からの借入金	6,881,900,000千円
	政府以外の者からの借入金	443,000,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	
	イ　政府引受債	23,600,000
	ロ　イ以外のもの	157,546,000
	住宅金融公庫住宅宅地債券	106,899,000

」

を

「

住宅金融公庫	政府からの借入金	7,731,900,000千円
	政府以外の者からの借入金	443,000,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	
	イ　政府引受債	23,600,000
	ロ　イ以外のもの	157,546,000
	住宅金融公庫住宅宅地債券	106,899,000

」

に、

「

中小企業金融公庫	借入金	1,962,500,000千円
	中小企業債券	272,900,000

」

を

「

中小企業金融公庫	借入金	2,462,500,000千円
	中小企業債券	272,900,000

」

に、

「

北海道東北開発公庫	借入金	118,700,000千円
	北海道東北開発債券	126,700,000

」

を

「

北海道東北開発公庫	借入金	168,600,000千円
	北海道東北開発債券	126,700,000

」

に、

「

環境衛生金融公庫	借入金	325,800,000千円

」

を

「

環境衛生金融公庫	借入金	353,800,000千円

」

に、

「

沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	224,720,000千円
	政府以外の者からの借入金	2,800,000

」

を

「

沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	261,520,000千円
	政府以外の者からの借入金	2,800,000

」

に改める。

第３条　平成５年度政府関係機関予算総則第３条に定める「国民金融公庫法」第５条第１項ただし書の規定により平成５年度において国民金融公庫がその資本金を増加することができる金額「23,000,000千円」を「31,700,000千円」に改める。

第４条　平成５年度政府関係機関予算総則第５条の各公庫の保険契約等の限度額の表中

「

中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第２項 「機械類信用保険法」第７条	保険価額の総額 18,900,000,000千円 貸付金の総額 461,100,000 保険価額の総額 2,520,000,000

」

を

「

中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第２項 「機械類信用保険法」第７条	保険価額の総額 19,200,000,000千円 貸付金の総額 495,400,000 保険価額の総額 2,520,000,000

」

に改める。

甲号　収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
国民金融公庫					
収入	事業益金		11,263,939	0	11,263,939
		事業益金	11,263,939	0	11,263,939
	雑収入		70,013	0	70,013
		雑収入	70,013	0	70,013
		収入補正額	11,333,952	0	11,333,952
支出		事業損金	11,671,636	0	11,671,636
住宅金融公庫					
収入	事業益金		10,924,870	0	10,924,870
		事業益金	10,924,870	0	10,924,870
	雑収入		1,125,378	0	1,125,378
		貸付手数料収入	1,125,378	0	1,125,378
		収入補正額	12,050,248	0	12,050,248
支出		事業損金	15,296,901	0	15,296,901
中小企業金融公庫					
収入	事業益金		13,362,248	0	13,362,248
		事業益金	13,362,248	0	13,362,248
支出		事業損金	13,760,800	0	13,760,800
北海道東北開発公庫					
収入	事業益金		1,182,650	0	1,182,650
		事業益金	1,182,650	0	1,182,650
支出		事業損金	1,270,453	0	1,270,453

中小企業信用保険公庫					
収入	事業益金		71,625	0	71,625
		事業益金	71,625	0	71,625
	保険料収入		641,892	0	641,892
		保険料収入	641,892	0	641,892
	回収金		22,040	0	22,040
		回収金	22,040	0	22,040
	基金収入		9,000	0	9,000
		基金収入	9,000	0	9,000
		収入補正額	744,557	0	744,557
支出		保険金	258,528	0	258,528
環境衛生金融公庫					
収入	事業益金		684,270	0	684,270
		事業益金	684,270	0	684,270
支出		事業損金	824,952	0	824,952
沖縄振興開発金融公庫					
収入	事業益金		569,387	0	569,387
		事業益金	569,387	0	569,387
	雑収入		13,452	0	13,452
		住宅資金貸付手数料収入	13,452	0	13,452
		収入補正額	582,839	0	582,839
支出		事業損金	883,849	0	883,849
日本開発銀行					
収入	事業益金		12,569,141	0	12,569,141
		事業益金	12,569,141	0	12,569,141
支出		事業損金	12,342,353	0	12,342,353

平成五年度政府関係機関補正予算（機第1号）に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、国民金融公庫等八政府関係機関について所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　国民金融公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	五二一、六一三	五六〇、〇九三
補正	一一、三三四	一一、六七二
追加	一一、三三四	一一、六七二
修正減少	○	○
計	五三二、九五七	五七一、七六四

2　住宅金融公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	三、〇五二、六八九	三、一一四、七三六
補正	一二、〇五〇	一五、二九七
追加	一二、〇五〇	一五、二九七
修正減少	○	○
計	三、〇六四、七三九	三、一三〇、〇三三

3　中小企業金融公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	五二四、四三四	五五一、五七〇
補正	一三、三六二	一三、七六一
追加	一三、三六二	一三、七六一
修正減少	○	○
計	五三七、七九六	五六五、三三一

4　北海道東北開発公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	七六、二〇五	七七、四二三
補正	一、一八三	一、二七〇
追加	一、一八三	一、二七〇
修正減少	○	○
計	七七、三八八	七八、六九四

5　中小企業信用保険公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	二四八、六七〇	二七八、七四五
補正	七四五	二五九
追加	七四五	二五九
修正減少	○	○
計	二四九、四一四	二七九、〇〇三

6　環境衛生金融公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	六一、一三三	六三、三九六
補正	六八四	八一五
追加	六八四	八一五
修正減少	○	○
計	六一、八一七	六四、二一一

7　沖縄振興開発金融公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	七五、〇八四	七九、七五一
補正	五八三	八八四
追加	五八三	八八四
修正減少	○	○
計	七五、六六七	八〇、六三五

8　日本開発銀行

	収入（百万円）	支出（百万円）
当初	七五一、八八二	七一七、九五四

補正	一二、五六九	一二、三四二
追加	一二、五六九	一二、三四二
修正減少	○	○
計	七六四、四五一	七三〇、二九六

二　補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年五月二十六日

予算委員長　粕谷　茂

衆議院議長　櫻内　義雄殿

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成四年三月十三日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

児童の権利に関する条約を、別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理　由

この条約は、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され及び確保されるように、締約国がすべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずることをその主な内容とするものである。この条約を締結することは、児童に対する人権の保障に関する我が国の姿勢を内外に示すものとして望ましいと考えられる。もっとも、我が国としては、この条約中の自由を奪われた児童の成人からの分離についての規定に関しては、その内容にかんがみ、留保を付することが適当と認められる。よって、所要の留保を付してこの条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

〔別紙〕

児童の権利に関する条約に関する日本国政府の留保

日本国は、児童の権利に関する条約第三十七条(c)の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として二十歳未満の者と二十歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第二文にいう「自由を奪われたすべての児童は、例外的な事情がある場合を除くほか、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に拘束されない権利を留保する。

児童の権利に関する条約

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、千九百二十四年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び千九百五十九年十一月二十日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言

において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第二十三条及び第二十四条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第十条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第二条

1　締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2　締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第三条

1　児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2　締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3　締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第四条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第五条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第六条

1　締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2　締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第七条

1　児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

2　締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第八条

1　締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2　締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第九条

1　締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような

決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

2　すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

3　締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

4　3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第十条

1　前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

2　父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第十一条

1　締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。

2　このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第十二条

1　締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2　このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第十三条

1　児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2　1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a)　他の者の権利又は信用の尊重

(b)　国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第十四条

1　締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2　締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3　宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第十五条

1　締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

2　1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第十六条

1　いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2　児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第十七条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

(a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第二十九条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。

(b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。

(c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。

(d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。

(e) 第十三条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第十八条

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第十九条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第二十条

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第二十一条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

(a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

(b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。

(c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。

(d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第二十二条

1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。

2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並び

に難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第二十三条

1　締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2　締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3　障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4　締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第二十四条

1　締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2　締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

(a)　幼児及び児童の死亡率を低下させること。

(b)　基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。

(c)　環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。

(d)　母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。

(e)　社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

(f)　予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3　締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4　締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第二十五条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第二十六条

1　締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2　1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第二十七条

1　締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2　父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

3　締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び

児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

4　締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第二十八条

1　締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a)　初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b)　種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c)　すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d)　すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e)　定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2　締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3　締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第二十九条

1　締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a)　児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b)　人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c)　児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d)　すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e)　自然環境の尊重を育成すること。

2　この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第三十条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第三十一条

1　締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2　締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第三十二条

1　締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び児童の教育の障害若しくは妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2　締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

(a)　雇用が認められるための一又は二以上の最低年齢を定める。

(b)　労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。

(c)　この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第三十三条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第三十四条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このた

め、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

(a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。

(b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。

(c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第三十五条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第三十六条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第三十七条

締約国は、次のことを確保する。

(a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。

(b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。

(c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、例外的な事情がある場合を除くほか、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。

(d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剝奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第三十八条

1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

2 締約国は、十五歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

3 締約国は、十五歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、十五歳以上十八歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第三十九条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第四十条

1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。

(a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

(b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。

(i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。

(ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。

(iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。

(iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

(v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置につい

て、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。

(vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

(a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。

(b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第四十一条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法律

(b) 締約国について効力を有する国際法

第二部

第四十二条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第四十三条

1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。

2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた十人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。

3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、二年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

6 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち五人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの五人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。

7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。

8 委員会は、手続規則を定める。

9 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年一回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。

11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第四十四条

1 締約国は、(a)当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から二年以内に、(b)その後は五年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。

2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要

因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。

3　委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1(b)の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。

4　委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

5　委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて二年ごとに国際連合総会に提出する。

6　締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第四十五条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

(a)　専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

(b)　委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。

(c)　委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

(d)　委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、関係締約国に送付し、及び国際連合総会に報告する。

第三部

第四十六条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第四十七条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第四十八条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第四十九条

1　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第五十条

1　いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2　1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の三分の二以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3　改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第五十一条

1　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第五十二条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第五十三条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第五十四条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシ

ア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（第百二十三回国会条約第九号）に関する報告書

一　本件の目的及び要旨

人権の尊重は、国際連合（以下「国連」という。）が大きな関心を払ってきた事項の一つであり、児童の権利については、昭和三十四年の第十四回国連総会において「児童の権利に関する宣言」が採択された。その後、昭和五十三年に本条約の草案が国連人権委員会に提出されて以来、十年間にわたる検討が行われてきた。その結果、国際児童年十周年に当たる平成元年三月に案文が完成し、同年十一月二十日に第四十四回国連総会において、本条約が無投票で採択された。

本条約は、児童の人権の尊重及び確保を目的とし、そのための詳細かつ具体的な事項を規定したものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この条約上、児童とは、十八歳未満のすべての者をいうこと。

2　締約国は、この条約に定める児童の権利を、人種、性、宗教、意見、出身、財産、心身障害、出生等によるいかなる差別もなしに尊重し、及び確保すること。

3　児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な施設又は立法機関等のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が考慮されるものとすること。

4　締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認め、児童の生存及び発達を可能な限り確保すること。

5　締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重すること。

6　締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保し、児童の表現の自由、思想・良心及び宗教の自由、結社・集会の自由等いわゆる自由権についての権利を尊重すること。

7　締約国は、児童の父母、法定保護者等によるあらゆる形態の暴力、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するための適当な措置をとること。

8　締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとること。

9　締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利及び児童の発達のための相当な生活水準についての権利を認めること。

10　締約国は、教育についての児童の権利を認め、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとること。特に、全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与するため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、奨励すること。

11　締約国は、児童が経済的な搾取及び児童の発達に有害となる労働への従事から保護される権利を認めること。

12　締約国は、児童を、麻薬及び向精神薬の不正使用、性的搾取及び性的虐待、児童の誘拐、売買等から保護するための適当な措置をとること。

13　いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。自由を奪われた児童は、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。

14　この条約において締約国が負う義務の履行の達成に関する進捗状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

15　締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出すること。

16　委員会は、専門機関及び国連児童基金等に対し、条約の実施について助言の提供、報告の提出を要請し、また、提案及び一般的な性格を有する勧告を締約国に送付し、及び国連総会に報告することができること。

我が国は、本条約の締結に際し、次の解釈宣言及び留保を行う。

1　第九条1は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する旨規定している。我が国は、この規定は出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合については適用されるものではないと解する旨の宣言を行う。

2　第十条1は、家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請の取り扱いについて規定している。我が国は、この規定にいう「積極的、人道的かつ迅速な方法」で出入国の申請を取り扱うとの義務はそのような申請の結果に影響を与えるものではないと解する旨の宣言を行う。

3　第三十七条(c)は、自由を奪われたすべての児童（十八歳未満の者）が成人（十八歳以上の者）から分離されなければならない旨規定している。我が国においては、国内の関係法令により、自由を奪われた者は基本的に二十歳

で分離することとされていること等にかんがみ、この規定に拘束されない権利を留保することとする。

なお、本条約は平成二年九月二日に効力を生じており、我が国については批准書を国連事務総長に寄託した日の後三十日目の日に効力を生じることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、児童に対する人権の保障に関する我が国の姿勢を内外に示すものであり、国際社会における児童の人権の尊重の一層の普遍化に貢献するという意味からも極めて有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年五月二十六日

外務委員長　伊藤　公介

衆議院議長　櫻内　義雄殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成五年五月十四日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項中「。以下この条」を「。以下第九項まで」に改め、同条第四項中「につき前項」を「又は第十五項に規定する高度化機械等につき前項又は第十七項」に改め、同条第五項中「につき第三項又は前項」を「又は第十五項各号に定める減価償却資産につき第三項若しくは前項又は第十七項若しくは第十八項」に改め、同条に次の七項を加える。

15　青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、平成五年七月一日から平成六年六月三十日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める減価償却資産（当該各号のいずれにも該当する減価償却資産については、当該各号のいずれかに該当するものとする。）で政令で定める規模のもの（以下この条において「高度化機械等」という。）を取得し、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内（第一号に掲げる者（以下この条において「省力化投資事業者」という。）が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内）に国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第十七項及び第十八項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該高度化機械等（第一項若しくは第三項、次条第一項、第十一条から第十三条の二まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該高度化機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十（省力化投資事業者で第一項第一号に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）に該当するものが取得し又は製作した第一号に定める減価償却資産については、百分の三十六）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該高度化機械等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　高度な処理能力等を有する機械その他の減価償却資産で事業の省力化又は合理化に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人　当該機械その他の減価償却資産

二　中小企業者で第十二条の二第一項に規定する事業を営む個人　当該事業の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。）

16　第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける高度化機械等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十五項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

17　第十五項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない高度化機械等を取得し、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内（省力化投資事業者が取得し又は製作した同項第一号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内）に国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、当該高度化機械等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該高度化機械等（第一項若しくは第三項、次条第一項、第十一条から第十三条の二まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の百分の七（省力化投資事業者で中小企業者に該当するものが取得し又は製作した第十五項第一号に定める減価償却資産については、百分の八・四）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所

得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

18　青色申告書を提出する省力化投資事業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第十五項第一号に定める減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該省力化投資事業者の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した減価償却資産（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限るものとし、前条第四項の規定又は第四項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の百分の七（中小企業者に該当する個人が賃借した減価償却資産については、百分の八・四）に相当する金額の合計額（以下この項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該省力化投資事業者の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した事業基盤強化設備又は高度化機械等につき第三項若しくは第四項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

19　第五項から第十四項までの規定は、第十五項から前項までの規定の適用がある場合について準用する。

20　青色申告書を提出する個人が、その年において第五項及び前項において準用する第五項に規定する繰越税額控除限度超過額をそれぞれ有する場合には、これらの規定にかかわらず、これらの繰越税額控除限度超過額を合計した金額を第五項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなして同項の規定を適用する。

21　第十五項から前項までの規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、「（以下この項」の下に「及び第三項」を加え、「平成五年十二月三十一日」を「平成六年十二月三十一日」に、「以下この項において同じ。）の」を「第五項までにおいて「住宅借入金等」という。）の」に、「以下この項において同じ。）まで」を「次項及び第三項において同じ。）まで」に、「その年十二月三十一日における次に掲げる借入金又は債務の金額の合計額が二千万円以下であるときは当該合計額の一パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、当該合計額が二千万円を超えるときは当該超える金額（当該超える金額が千万円を超える場合には、千万円とする。）の〇・五パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に二十万円を加えた金額」を「住宅取得等特別税額控除額」に改め、同条第十項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一項各号に掲げる借入金又は債務」を「住宅借入金等」に、「当該借入金又は債務」を「当該住宅借入金等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する住宅取得等特別税額控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円以下である場合　当該合計額の一パーセントに相当する金額

二　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合　当該二千万円を超える金額（当該金額が千万円を超える場合には、千万円）の〇・五パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

3　第一項に規定する居住の用に供した日の属する年及びその翌年における同項に規定する住宅取得等特別税額控除額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に、その年十二月三十一日における住宅借入金等（その年が第一項に規定する居住の用に供した日の属する年の翌々年以後の年に該当する住宅の取得等に係るものを除く。）の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）の〇・五パーセントに相当する金額を加えた金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第五項」を「第四十一条第七項」に改める。

第四十一条の十八を第四十一条の十九とし、第四十一条の十七第二項中「第四十一条の十七第一項」を「第四十一条の十八第一項」に改め、同条を第四十一条の十八とし、第四十一条の十六を第四十一条の十七とし、第四十一条の十五の次に次の一条を加える。

（特定扶養親族に係る扶養控除の特例）

第四十一条の十六　居住者の有する所得税法第二

条第一項第三十四号の二に規定する特定扶養親族に係る同法第八十四条第三項に規定する扶養控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に五万円を加算した額とする。

2　前項の規定の適用がある場合における所得税法第百九十条及び第二百三条の三の規定の適用については、同法第百九十条第二号ハ中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十一条の十六第一項（特定扶養親族に係る扶養控除の特例）の規定」と、同法第二百三条の三第一号ホ中「又は老人扶養親族については三万七千五百円」とあるのは「については四万円とし、老人扶養親族については三万七千五百円とする。」とする。

第四十二条の七第一項中「。以下この条」を「。以下第十項まで」に改め、同条第二項中「この項から第四項まで及び第六項」を「この項、次項、第四項（第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（第十六項において準用する場合を含む。）、第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「につき前項」を「又は第十三項に規定する高度化機械等につき前項又は第十四項」に改め、同条第四項中「につき第二項又は前項」を「又は第十三項各号に定める減価償却資産につき第二項若しくは前項又は第十四項若しくは第十五項」に改め、同条に次の六項を加える。

13　青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定事業者」という。）が、平成五年七月一日から平成六年六月三十日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める減価償却資産（当該各号のいずれにも該当する減価償却資産については、当該各号のいずれかに該当するものとする。）で政令で定める規模のもの（以下この条において「高度化機械等」という。）を取得し、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内（第一号に掲げる法人（以下この条において「省力化投資事業者」という。）が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内）に国内にある当該特定事業者の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第十五項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該高度化機械等（第一項若しくは第二項、次条第一項、第四十三条から第四十六条の三まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該高度化機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該高度化機械等の取得価額の百分の三十（第一号イに掲げる法人が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、百分の三十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　高度な処理能力等を有する機械その他の減価償却資産で事業の省力化又は合理化に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する次に掲げる法人　当該機械その他の減価償却資産

イ　第一項第一号に規定する中小企業者等（次号において「中小企業者等」という。）

ロ　イに掲げる法人以外の法人

二　中小企業者等で第四十五条の二第一項に規定する事業を営む法人　当該事業の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして大蔵省令で定めるものに限る。）

14　特定事業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない高度化機械等を取得し、又は高度化機械等を製作して、これを指定期間内（省力化投資事業者が取得し又は製作した前項第一号に定める減価償却資産については、その取得又は製作の日から一年以内）に国内にある当該特定事業者の営む事業の用に供した場合において、当該高度化機械等につき前項又は同項に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（第二項、第三項、第四項（第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（第十六項において準用する場合を含む。）、この項及び次項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、前条第二項から第四項まで及び第六項、次条第二項、第六十二条の三から第六十三条の二まで並びに第六十八条の二並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において同じ。）からその事業の用に供した当該高度化機械等（第一項若しくは第二項、次条第一項、第四十三条から第四十六条の三まで、第四十八条、第四十九条若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の百分の七（前項第一号イに掲げる法人が取得し又は製作した同号に定める減価償却資産については、百分の八・四）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定事業者の供用年度における税額控除限度額が、当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した

残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

15　青色申告書を提出する省力化投資事業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第十三項第一号に定める減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該省力化投資事業者の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した減価償却資産（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限るものとし、前条第三項の規定又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の百分の七（第十三項第一号イに掲げる法人が賃借した減価償却資産については、百分の八・四）に相当する金額の合計額（以下この項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該省力化投資事業者の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備又は高度化機械等につき第二項若しくは第三項又は前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

16　第四項から第十二項までの規定は、前三項の規定の適用がある場合について準用する。

17　青色申告書を提出する法人が、同一の事業年度において第四項及び前項において準用する第四項に規定する繰越税額控除限度超過額をそれぞれ有する場合には、これらの規定にかかわらず、これらの繰越税額控除限度超過額を合計した金額を第四項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなして同項の規定を適用する。

18　第十三項から前項までの規定の適用がある場合における前三条、次条、第五十二条の二、第五十二条の三及び第六十二条の三から第六十三条の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、法人税に関する法令の規定の技術的読替えその他第十三項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の四第一項及び第四十二条の五第二項	第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六項	第四十二条の七第二項、第三項、第四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第十四項及び第十五項
前条第二項	次条第二項から第四項まで及び第六項	次条第二項、第三項、第四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第十四項及び第十五項
前条第六項	次条第六項	次条第六項（同条第十六項において準用する場合を含む。）
次条第二項	前条第二項から第四項まで及び第六項	前条第二項、第三項、第四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（同条第十六項において準用する場合を含む。）、第十四項及び第十五項
第五十二条の二及び第五十二条の三第一項	第四十二条の七第一項	第四十二条の七第一項若しくは第十三項
第六十二条の三第一項及び第七項、第六十三条第一項並びに第六十三条の二第一項	第四十二条の七第六項	第四十二条の七第六項（同条第十六項において準用する場合を含む。）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成五年四月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2　前項の場合において、旧法第四十一条第一項の規定の適用がある場合における新法第四十一条第一項に規定する増改築等に係る同条及び新法第四十一条の二の規定の適用については、新

法第四十一条第二項第一号中「二千万円」とあるのは「二千万円（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第　号）による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務（以下この項において「旧借入金等」という。）の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額）」と、同項第二号中「二千万円」とあるのは「二千万円（旧借入金等の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額）」と、「金額が千万円」とあるのは「金額が千万円（当該旧借入金等の金額が二千万円を超える場合には、三千万円から当該旧借入金等の金額（当該金額が三千万円を超えるときは、三千万円）を控除した残額。以下この号において同じ。）」と、「二十万円」とあるのは「二千万円（旧借入金等の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額）」と、「金額が千万円」とあるのは「金額が千万円（当該旧借入金等の金額が二千万円を超える場合には、三千万円から当該旧借入金等の金額（当該金額が三千万円を超えるときは、三千万円）を控除した残額。以下この号において同じ。）」と、「二十万円」とあるのは「二千万円（旧借入金等の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額）の一パーセントに相当する金額」とする。

（特定扶養親族に係る扶養控除の特例に関する経過措置）

第三条　新法第四十一条の十六第一項の規定は、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　新法第四十一条の十六第二項の規定により読み替えられた所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百九十条の規定は、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合について適用し、その年最後に当該給与等の支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3　新法第四十一条の十六第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、施行日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第四項の改正規定中「改める」を「改め、同条第十五項及び第十七項中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める」に改める。

第四十二条の七第三項の改正規定中「改める」を「改め、同条第十三項及び第十四項中「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に改める」に改める。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項及び第三百二十一条の八第三項中「第四十二条の七第六項」の下に「（同条第十六項において準用する場合を含む。）」を加える。

理　由

最近における社会経済情勢にかんがみ、住宅取得及び民間設備投資の促進等を図るため、住宅取得促進税制の拡充を行うほか、中小企業者等の高度化機械等の特別償却又は税額控除制度及び特定扶養親族に係る扶養控除の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、住宅取得及び民間設備投資の促進等を図るため、住宅取得促進税制の拡充を行うほか、中小企業者等の高度化機械等の特別償却又は税額控除制度及び特定扶養親族に係る扶養控除の特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　住宅取得促進税制の拡充

住宅を居住の用に供した年及びその翌年の二年間については、借入金等の年末残高一、〇〇〇万円までの部分に係る控除率を一・五％（現行一％）に引き上げ、控除限度額を三〇万円（現行二五万円）とする。

2　民間設備投資の促進のための措置

一年間限りの措置として、次の措置を講ずる。

(一)　中小企業者等が取得をする機械装置及び事務処理の能率化等に資する器具備品について、特別償却率の引上げ及び税額控除の追加を行い、その選択適用を認める。

(二)　事業の省力化又は合理化に著しく資する機械その他の減価償却資産について、特別償却又は税額控除の選択適用を認める。

3　特定扶養控除の引上げ

特定扶養親族に係る控除額を五〇万円（現行四五万円）に引き上げる。

4　その他所要の規定の整備を行う。

5　この法律は、公布の日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、住宅取得促進税制の拡充を行うほか、中小企業者等の高度化機械等の特別償却又は税額控除制度及び特定扶養親族に係る扶養控除の特例措置を講じようとするものであり、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成五年度における減収見込額は、約千四百六十億円である。

右報告する。

平成五年五月二十六日

大蔵委員長　藤井　裕久

衆議院議長　櫻内　義雄殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成五年三月五日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「保険金の支払」を「保険金等の支払」に改める。

第十五条中「又は」を「若しくは」に改め、「期間」の下に「又は保険契約者（保険契約者の保険契約による権利義務を相続により又は第五十九条第一項の規定により承継した者（以下「相続等承継保険契約者」という。）を除く。）が死亡した日から保険期間の満了の日までの期間」を加える。

第十七条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　養老保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの

第十七条第三項中「「定期年金保険付終身保険」という。）」の下に「、同項の規定により一体として提供される養老保険及び定期年金保険（以下「定期年金保険付養老保険」という。）」を、「それぞれ終身保険」の下に「、養老保険（契約者死亡後自動継続養老保険に関する別段の定めがある場合にあつては、契約者死亡後自動継続養老保険）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項第二号の定期年金保険は、保険契約の効力が発生した日又は被保険者が年金支払開始年齢に達した日から年金の支払をするものでなければならない。

3　第一項第三号の養老保険は保険約款の定めるところにより保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。）が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険（以下「契約者死亡後自動継続養老保険」という。）でなければならず、同号の定期年金保険は保険契約者が死亡した日から年金の支払をする定期年金保険（以下「契約者死亡後支払開始定期年金保険」という。）でなければならない。

第二十四条第一項中「定期年金保険付終身保険」の下に「、定期年金保険付養老保険」を加える。

第三十四条第一項中「又は定期年金保険付終身保険」を「、定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険」に改める。

第三十九条第一項中「若しくは財形貯蓄保険」を「、財形貯蓄保険若しくは契約者死亡後支払開始定期年金保険」に改め、「定期年金保険」の下に「（契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。）」を加え、同条第二項中「保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したこととする養老保険（以下「契約者死亡後自動継続保険」という。）」を「契約者死亡後自動継続養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険」に改める。

第四十条第三項中「契約者死亡後自動継続保険」を「契約者死亡後自動継続養老保険」に改め、同項ただし書中「保険契約者の保険契約による権利義務を承継した者」を「相続等承継保険契約者」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、国が保険契約者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合には、国は、年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、相続等承継保険契約者又は年金受取人において、当該保険契約者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

第四十一条第一項中「とする。）」の下に「又は年金受取人（次項において「保険金等受取人」という。）」を加え、同条第二項中「保険金受取人」を「保険金等受取人」に改める。

第四十六条第一項中「又は財形貯蓄保険」を「、財形貯蓄保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険」に改め、同条第二項中「定期年金保険」の下に「（契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。）」を加える。

第四十七条の二第二項中「第六十四条」を「第六十四条第一項」に改める。

第四十八条第六項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、「保険金」の下に「又は年金」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十条第四項ただし書」を「第四十条第五項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定によりその効力を失った契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）のうちその効力を失うまでに保険契約者が死亡したもので、その効力を失わなかったとすれば国において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、国は、その効力を失わなかったとした場合に同条の規定により解除をすることができる期間に限り、相続等承継保険契約者に対し、年金の支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第四項ただし書の規定を準用する。

「第六節　保険金の支払」を「第六節　保険金等の支払」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条　削除

第五十六条の見出し中「保険金」を「保険金等の」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、次に掲げる場合には、国は、年金を支払う責めに任じない。

一　保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。第三号において同じ。）が保険契約又はその復活の効力発生後一年を経過する前に自殺したとき。

二　保険契約者の保険契約による権利義務を第五十七条第二項又は第四項の規定により承継した者（第五十八条の二において「任意承継保険契約者」という。）がこれらの規定による承継後一年を経過する前に自殺したとき。

三　被保険者が故意に保険契約者を殺したとき。

第五十七条第一項中「契約者死亡後自動継続保険」を「契約者死亡後自動継続養老保険」に改め、同条第二項中「契約者死亡後自動継続保険」を「契約者死亡後自動継続養老保険」に改め、「母は」の下に「、被保険者の同意を得、かつ」を加え、「、被保険者の同意」を「国の承諾」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては、年金支払事由発生日以後は、この限りでない。

第五十七条第三項中「定期年金保険」の下に「（契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。）」を加え、同条第四項中「前三項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項第三項の次に次の一項を加える。

4　契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約のうち保険契約者が被保険者の父又は母であるものにおいては、保険契約者でない父又は母は、年金支払事由発生日の前日までに限り、保険約款の定めるところにより国の承諾を得て、保険契約者から保険契約による権利義務を承継することができる。ただし、その保険契約に特約が付されている場合にあつては、被保険者の同意を得なければならない。

第五十八条第一項中「契約者死亡後自動継続保険」を「契約者死亡後自動継続養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険」に改め、「前条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項ただし書中「相続又は次条第一項」を「相続により又は第五十九条第一項」に改め、同条第二項中「前条第一項及び第四項」を「契約者死亡後自動継続養老保険の保険契約にあつては前条第一項本文及び第五項の規定を、契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約にあつては同条第三項及び第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り」とあるのは、「保険契約者は」と読み替えるものとする。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（任意承継における告知義務違反による年金支払の免責）

第五十八条の二　定期年金保険付養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、第五十七条第二項又は第四項の規定による保険契約による権利義務の承継の当時、任意承継保険契約者が当該承継に関し国が提示する質問表に掲げる質問事項につき悪意又は重大な過失によつて事実を告げず、又は真実でないことを告げた場合において、当該任意承継保険契約者が当該承継後二年を経過するまでの間に死亡したとき

は、国は、年金を支払う責めに任ぜず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、国がその事実を知り、若しくは過失によつてこれを知らなかつたとき、又は相続等承継保険契約者若しくは年金受取人において、当該任意承継保険契約者の死亡の原因がその告げ若しくは告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

第五十九条第四項中「又は定期年金保険付終身保険」を「、定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約については、第五十六条第三項、前条又は第七十三条第四項の規定により年金を支払わない場合は、この限りでない。

第六十二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約に係る年金額の増額（契約者死亡後自動継続養老保険から定期年金保険付養老保険への変更を含む。）

第六十三条中「第四項」を「第五項」に改め、「、第五十四条」を削り、「までを除く。）」の下に「及び第三項（第二号及び第三号を除く。）」を加える。

第六十四条の見出し中「保険金の」を「保険金等の」に改め、同条中「同条」を「同条第一項及び第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）において、保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。）が保険金額の増額等変更契約の効力発生前において受けた傷害又はかかつた疾病によりその効力発生後に第七十六条第三項に規定する身体障害の状態になつてその旨の通知があつた場合においては、同項の規定にかかわらず、保険約款の定めるところにより、当該契約に係る部分の年金額の全部又は一部を支払わないことができる。

第六十六条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「第四十八条第四項から第六項まで」を「第四十八条第五項から第七項まで」に改める。

第六十九条第一項第三号中「定期年金保険付終身保険」の下に「、定期年金保険付養老保険」を加え、同条第二項第一号中「養老保険」の下に「（定期年金保険付養老保険を除く。）」を加え、同条第三項中「場合（」の下に「契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては第五十六条第三項、第五十八条の二又は第七十三条第四項の規定により年金を支払わない場合において被保険者が死亡したときを除き、」を加え、「、主たる被保険者」を「主たる被保険者」に、「場合）」を「場合に限る。）」に、「同項」を「第一項」に改める。

第七十一条ただし書中「とき）」の下に「、契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては同条第四項の支払の免責の請求があつたとき」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第七十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約の復活があつた場合においても、国は、保険契約の失効後その復活までに保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。）が死亡したときは、年金の支払をする責めに任じない。

第七十六条第一項中「定期年金保険付終身保険」の下に「又は定期年金保険付養老保険」を加え、同条に次の一項を加える。

3　契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約においては、保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。）が保険契約の効力発生後（復活した保険契約についてはその復活の効力発生後とし、第五十七条第二項又は第四項の規定によりその権利義務の承継があつた保険契約についてはその承継後とする。）において受けた傷害又はかかつた疾病により保険約款の定める身体障害の状態になつた場合において、保険契約者から保険約款の定めるところによりその旨の通知があつたときは、当該保険契約については、その身体障害の状態になつた日に当該傷害又は疾病により保険契約者が死亡したものとみなして、この章の規定を適用する。ただし、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない。

第八十一条第一項第三号中「第七十六条」を「第七十六条第一項及び第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正前の第五十四条の規定は、この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約については、なおその効力を有する。

理　由

近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、保険期間の満了等により支払をする保険金及び保険契約者が死亡した日から支払をする年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　保険期間の満了等により支払をする保険金及び保険契約者が死亡した日から支払をする年金の保障を一体として提供する簡易生命保険の創設

(一)　養老保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするものを一体として提供することができるようにすること。

(二)　(一)の養老保険は、簡易生命保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険、(一)の定期年金保険は、保険契約者が死亡した日から年金の支払をすることとする定期年金保険とするものとすること。

(三)　(一)により一体として提供される簡易生命保険（以下「定期年金保険付養老保険」という。）については、年金保険と同様の定めをする場合を除き、養老保険に関する規定を適用するものとすること。

(四)　定期年金保険付養老保険の簡易生命保険契約においては、加入申込み時に保険契約者の健康状態について告知を受けるものとすること。

(五)　定期年金保険付養老保険の簡易生命保険契約においては、保険契約者が保険契約の効力発生後一年を経過する前に自殺したとき等には、年金を支払わないものとすること。

(六)　定期年金保険付養老保険の簡易生命保険契約においては、一定の要件の下に、保険契約者の地位の任意承継をできるものとすること。

2　その他

(一)　定期年金保険について、保険契約者が死亡した日から年金の支払をすることができるものとすること。

(二)　契約者死亡後自動継続保険について、保険金額の減額の制度を廃止するものとすること。

(三)　その他所要の規定の整備をすること。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成五年五月二十六日

逓信委員長　亀井　久興

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、高齢化社会を迎える中、すべての国民が豊かさを実感できる長寿福祉社会の実現を図るため、次の各項について積極的に努めるべきである。

一　簡易生命保険事業は、今後とも、簡易に利用できる生命保険を提供する国営の事業として、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進するよう努めるとともに、加入者の余暇活動及び健康増進に対するニーズに対応するため、加入者福祉サービスの充実についても配意すること。

一　国民の自助努力を支援するため、新商品の開発、加入限度額の引き上げ等の簡易生命保険制度の改善を図るとともに、保険・年金に係る税制上の支援措置の充実に努めること。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成五年三月五日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の二号を加える。

十九　法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形で郵政省令で定めるもの

二十　外国政府、外国の地方公共団体、国際機関又は外国法人の発行する証券又は証書で前号に規定する約束手形の性質を有するもの

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年五月二十六日

通信委員長　亀井　久興

衆議院議長　櫻内　義雄殿

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成五年三月五日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律

（簡易保険福祉事業団法の一部改正）

第一条　簡易保険福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「、老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の施設で政令で定めるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の簡易生命保険の加入者の福祉を増進するための設備を備えた施設で政令で定めるもの

ロ　民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であつて簡易生命保険の加入者の福祉の増進を目的とするものが行う当該加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給

（簡易生命保険法の一部改正）

第二条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第百一条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の施設」を「第一項の施設（簡易保険福祉事業団法第十九条第一号ロに掲げるものを除く。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　郵政大臣は、前項の施設のうち、簡易保険福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）第十九条第一号に規定するものの設置及び運営を簡易保険福祉事業団に行わせるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

簡易生命保険の加入者の福祉の増進を図るため、加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給を簡易保険福祉事業団に行わせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、簡易生命保険の加入者の福祉の増進を図るため、簡易保険福祉事業団に「かんぽ健康増進支援事業（仮称）」を行わせることとし、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　簡易保険福祉事業団法の一部改正

加入者の福祉の増進を目的とする民法第三十四条法人が行う加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給を簡易保険福祉事業団の業務に追加すること。

2　簡易生命保険法の一部改正

加入者福祉施設を加入者以外の者に利用させる場合の規定について、簡易保険福祉事業団の行う助成金の支給については適用しないこととすること。

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、簡易生命保険の加入者の福祉の増進を図るため、加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給を簡易保険福祉事業団に行わせようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年五月二十六日

逓信委員長　亀井　久興

衆議院議長　櫻内　義雄殿

衆議院会議録第二十七号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三〇	四	三	本件	本院

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五　東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03
(3587)
4302
定価
本号一部
四一二円
(税二円を含む)
(配送料別)